

水俣市建築物耐震改修促進計画

平成 24 年 3 月

平成 29 年 8 月《改定》

令和元年 8 月《一部改訂》

水 俣 市

水俣市建築物耐震改修促進計画

目 次

1. 計画策定の概要	1
1-1 計画策定の必要性	1
1-2 計画の目的	3
1-3 位置づけと計画期間	3
1-4 対象建築物	5
2. 想定される地震の規模	9
2-1 地震の原因となる活断層群	9
2-2 想定震度と倒壊危険度	13
3. 建築物の耐震化の現状と目標の設定	21
3-1 耐震化の現状と課題	21
3-2 耐震診断が義務付けとなる建築物	30
3-3 耐震化の目標設定	31
4. 耐震化に関する基本方針	35
4-1 目標達成に向けた取り組み姿勢	35
4-2 耐震化の基本方針	36
4-3 優先的に耐震化を促進する建築物と促進するための支援	36
4-4 重点的に耐震化を促進する地域	37
4-5 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）	40
5. 耐震改修のための総合的な取り組み	41
5-1 住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発	42
5-2 住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備	44
5-3 市有建築物の耐震化の推進	45
5-4 耐震診断及び改修促進のための支援	46
5-5 地震時の総合的な安全対策	49
6. 計画の実現に向けて	55
6-1 計画の進行管理	55
6-2 関連計画と連携した推進	55
資料編	56
◆用語解説	56
◆関係法令等	60
◆想定震度・倒壊危険度 参考図	77

（注）文中の※が付いた語句は、用語解説（P.56～59）に記載している。

1. 計画策定の概要

1-1 計画策定の必要性

- ・ 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、最大震度※7 の揺れを 4 月 14 日及び 4 月 16 日の 2 度にわたり観測し、数多くの建築物が倒壊するなど、甚大な被害が発生した。
- ・ 更に、平成 28 年 10 月 21 日に最大震度 6 弱を記録した鳥取県中部地震が発生するなど、平成 28 年熊本地震を前後して大規模な地震が全国のいたる所で頻発している。
- ・ 一方、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、国では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）を平成 7 年に制定し、既存建築物の耐震診断※・耐震改修※の促進を図っていたが、その後の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の頻発及び東海、東南海・南海地震の発生の切迫性等を受けて、平成 18 年に改正法を施行、平成 25 年に一部改正を行い、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充を図っている。
- ・ 水俣市では、平成 24 年 3 月、「水俣市建築物耐震改修促進計画」を定め、「①住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発」「②住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備」「③市有建築物の耐震化の推進」「④耐震診断及び改修促進のための支援施策」「⑤地震時の総合的な安全対策」を施策として建築物の耐震化を図ってきた。
- ・ しかしながら、その必要性にもかかわらず、危機意識の低さや費用・技術的な問題などによって、住宅・建築物の耐震化が思うように進まない状況下において平成 28 年熊本地震が発生し、耐震改修に向けた新たな課題にも直面している。



【 平成 28 年熊本地震の被害状況 】

《関係法令等（改正前との変更点）》

- ・ 平成 25 年 11 月に「耐震改修促進法」の一部改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、全ての建築物の耐震化の努力義務、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が盛り込まれた。（次ページ参照）
- ・ 国は、「耐震改修促進法」に基づき、「国の基本方針」のほか、「国土強靱化アクションプラン 2015」等においては、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年までに 95% とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化を図ることとしている。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針：平成 28 年 3 月 25 日」では、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。
- ・ 熊本県は、平成 28 年熊本地震及び上記法令等の改正を受け、「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を平成 29 年 3 月に改定し、平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅、耐震性が不十分な特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標としている。

【参考】『建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)』の主な改正点

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」は、平成 7 年の阪神・淡路大震災を受けて、建築物の地震に対する安全性の向上の促進を図るため、同年 12 月 5 日に施行された。その後、中央防災会議による、東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定見直しの結果、これらの地震が想定される最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・経済的被害が発生することが確実であることが公表された。しかしながら、平成 27 年に住宅・建築物の耐震化率を 90%とする目標に対して、全国的に耐震化率は伸び悩んでおり、目標達成のためには一層の耐震化の促進が必要である。

これらの背景を受け、建築物の耐震化を着実に進め、人的・経済的被害を可能な限り軽減する必要性が再認識され、建築物の耐震化を強力に促進するべく、「耐震改修促進法」の一部の改正及び、「国の基本方針」についても見直しが行われた。

平成 25 年 11 月 25 日に施行された、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正耐震改修促進法）の主な改正点は以下のとおりである。

①建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断・改修の努力義務対象

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定規模以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- マンションを含む住宅や小規模建築物等

耐震診断の義務対象

- 要緊急安全確認大規模建築物
 - ・不特定多数の者が利用する大規模建築物（病院、店舗、旅館等）
 - ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム、小学校、幼稚園等）
 - ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

耐震診断結果の報告期限：平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告

- 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進計画に位置付け)
 - ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
 - ・防災拠点建築物

耐震診断結果の報告期限：地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告

②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

○耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例

- ・新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設

○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4 以上→過半数）

○耐震性に係る表示制度の創設

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

③法律の改正に伴う国の基本方針の見直し

○住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

- ・平成 32 年までに少なくとも 95%、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

○法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改定等

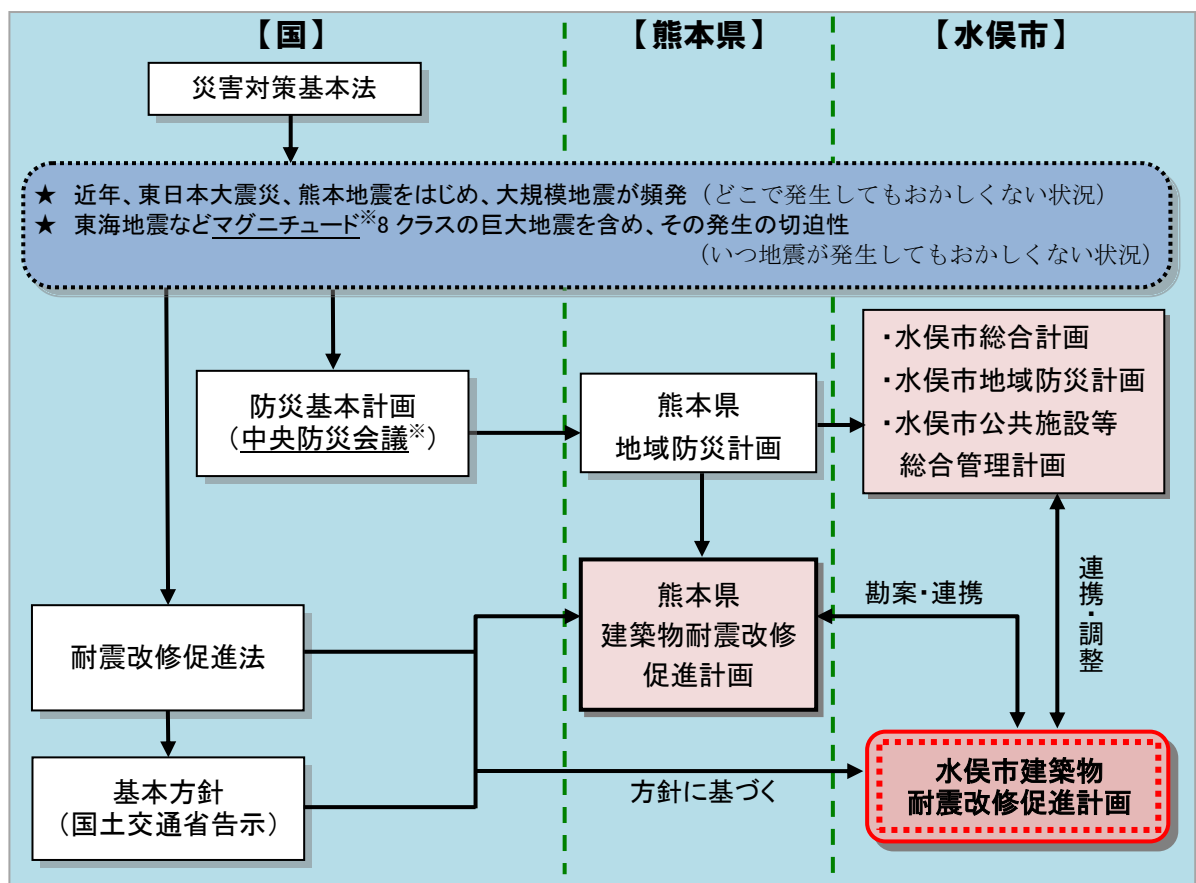
1-2 計画の目的

- ・ 今回の改定においては、平成 27 年度末の耐震化の目標達成は困難な状況にある中、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためにも、平成 28 年熊本地震の教訓や課題も踏まえ新たな目標や施策を設定し、これまで以上に水俣市における建築物の耐震化の促進を図ることにより、地震災害に強い水俣市を実現することを目的とする。

1-3 位置づけと計画期間

1) 位置づけ

- ・ 本計画は、国の基本方針及び県促進計画を踏まえ、市全域の建築物における耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけ、「水俣市総合計画※」、「水俣市地域防災計画※」、「水俣市公共施設等総合管理計画※」と整合を図るものとする。

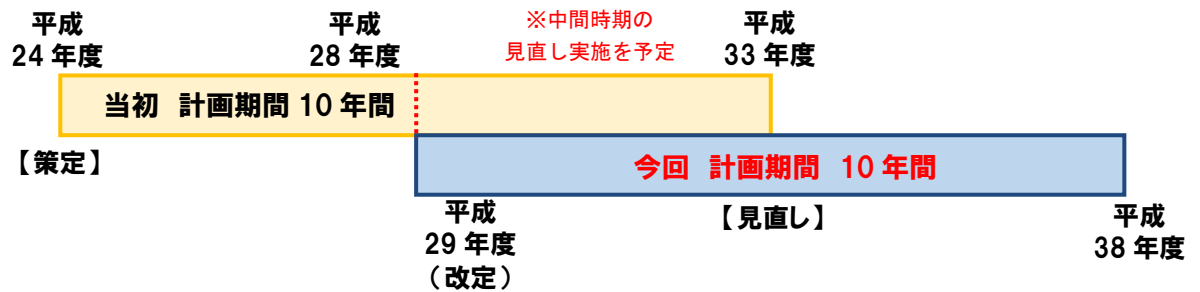


【 本計画の位置づけ 】

2) 計画期間

- ・ 計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とする。

なお、耐震化率の目標設定については、国・県の目標年次である平成 37 年度末に合わせるものとし、中間年次である平成 33 年度を目途に、目標の達成状況や今後の社会情勢の変化等を把握した上で、計画の見直しを行うものとする。



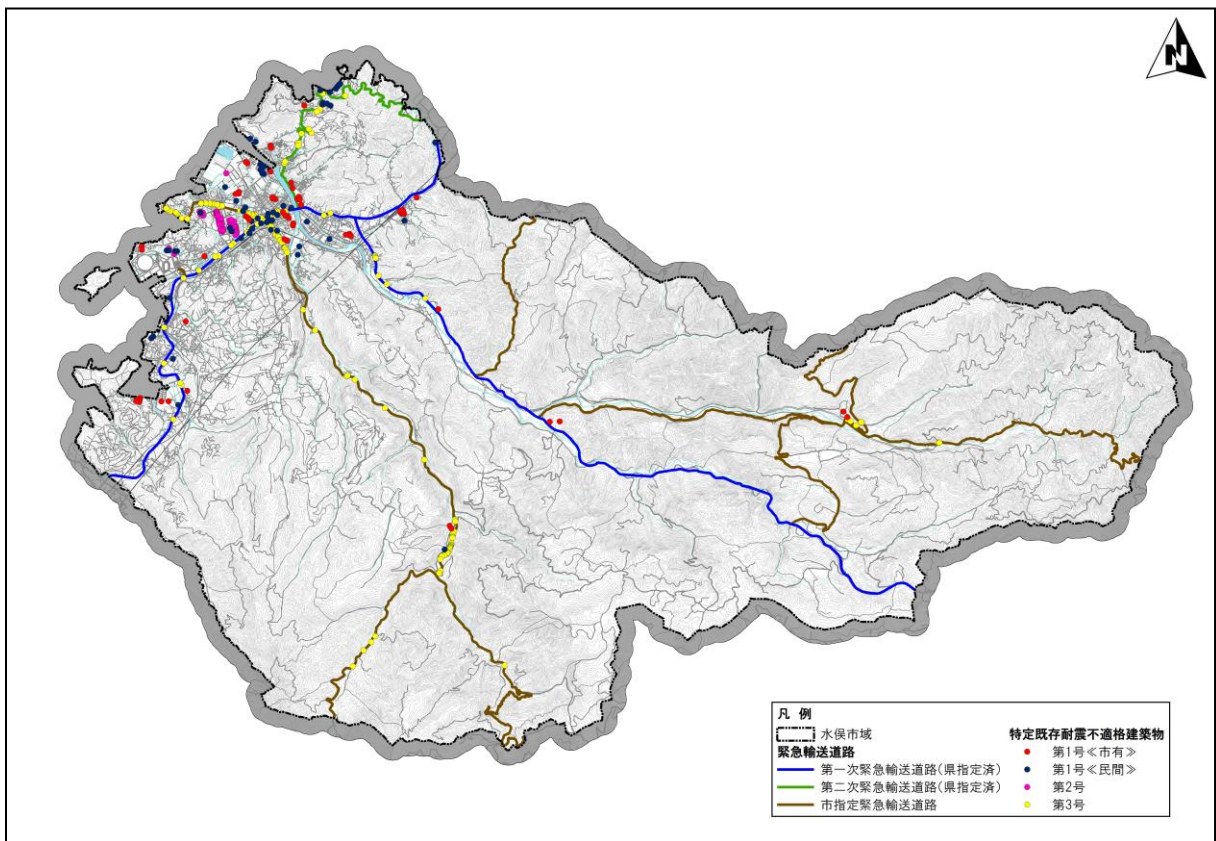
【 計画期間 】

1-4 対象建築物

- ・ 本計画の対象区域は、市内全域とする。
- ・ 本計画が対象とする建築物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物※（民間・市有）とする。

【 対象となる建築物 】

種類			内容
住宅			専用住宅、アパート、寄宿舍、併用住宅
特定 既存耐震 不適格 建築物	民間	第1号 特定既存耐震不適格建築物	不特定多数の人が利用する建築物等
		第2号 特定既存耐震不適格建築物	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
		第3号 特定既存耐震不適格建築物	倒壊時、緊急輸送道路※を閉塞させるおそれのある住宅・建築物
	市有	災害時の拠点施設となる建築物	市庁舎、小中学校、医療施設等、防災計画で設定された避難予定場所等
		要支援者が利用する建築物	上記以外に該当する学校・福祉施設等
		不特定多数が利用する建築物	文化会館、図書館等
		市営住宅	市営住宅
		その他	上記以外の市有建築物



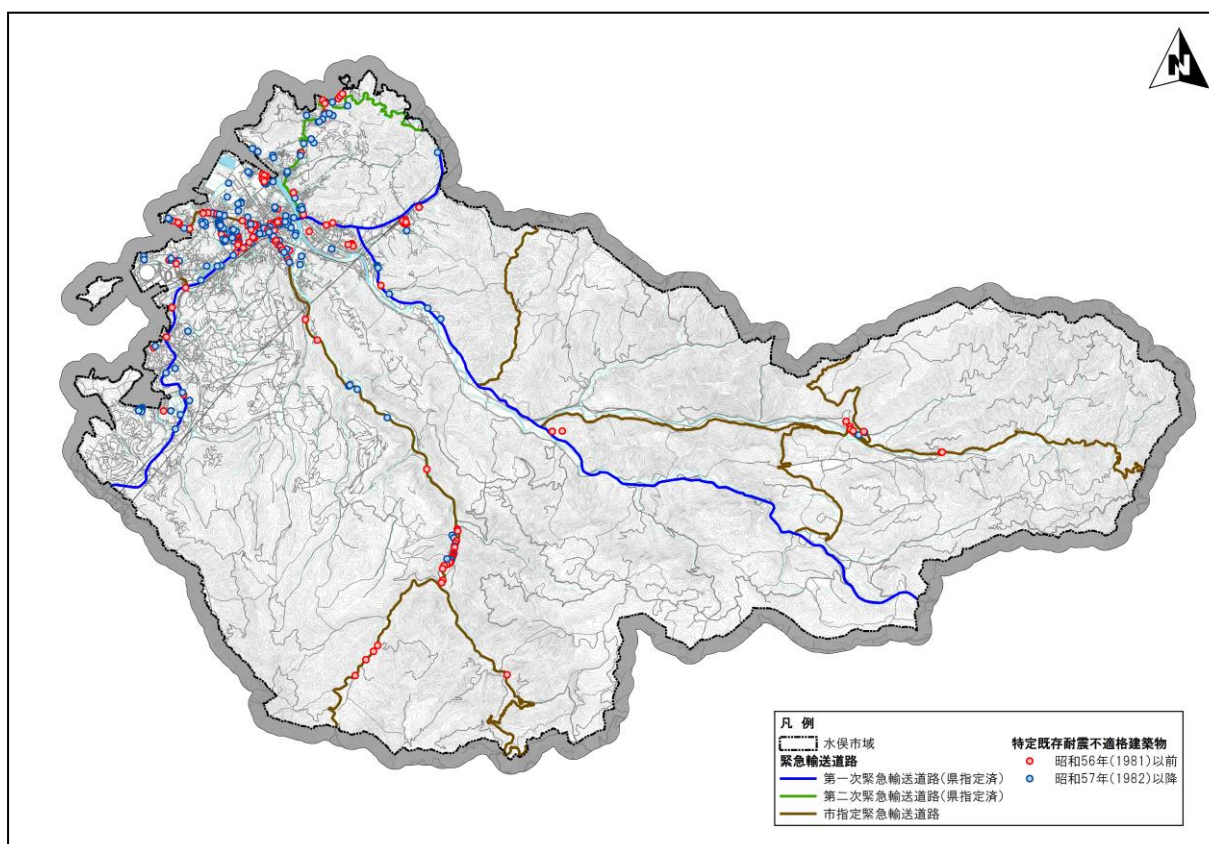
【 特定既存耐震不適格建築物の分布 】

【 特定既存耐震不適格建築物の要件 】

特定既存耐震不適格建築物		用 途		規模等
法	政令			
法第14条 第1号	第6条第2項第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	第6条第2項第2号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	第6条第2項第3号	学校	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第6条第2項第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	
法第14条 第2号	第7条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
法第14条 第3号	第4条	避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

※政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

- ・ 本市の特定既存耐震不適格建築物は、昭和 56 年以前に建てられたものが多く残っており、肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺から丸島町、浜町、平町にかけての中心市街地に集中している一方、湯出・久木野の中山間部にもみられる。

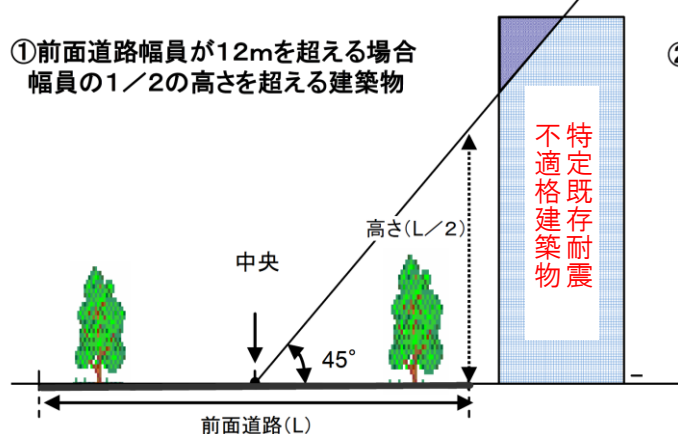


【 年代区分別特定既存耐震不適格建築物の分布 】

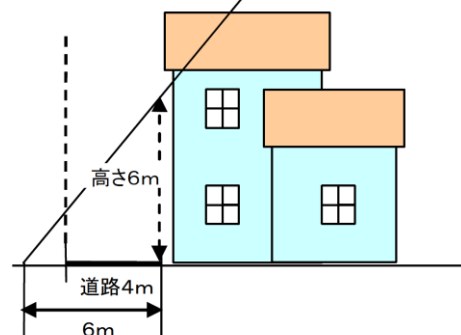
道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



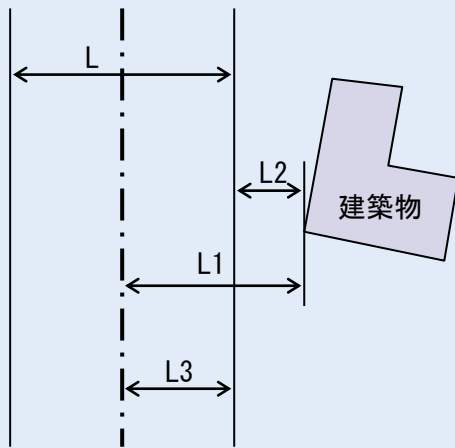
②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



【 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物 】

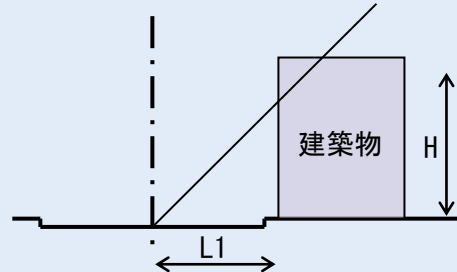
- ・高精度GPS移動計測車両及び 360° 全方位撮影画像を用い、道路幅員、建築物と道路の距離、沿道建築物の高さ等を計測し、データ化。

建築物と道路との距離の関係

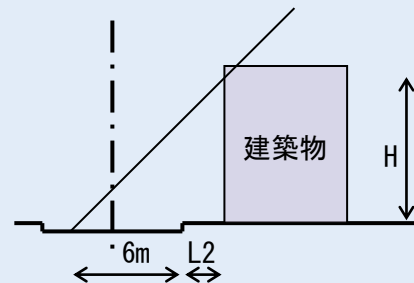


- ・ L1 : 建築物最近接部分と道路中心線までの距離を計測
- ・ L2 : 建築物最近接部分と最寄り道路縁までの距離を計測
- ・ L3 : $L3 = L1 - L2$ (道路幅の 1 / 2)
- ・ L : $L = L3 \times 2$

道路幅員と建築物高さの関係



【 $L > 12\text{m}$ の場合 】
 $L1 < H$ で該当



【 $L \leq 12\text{m}$ の場合 】
 $L2 + 6\text{m} < H$ で該当

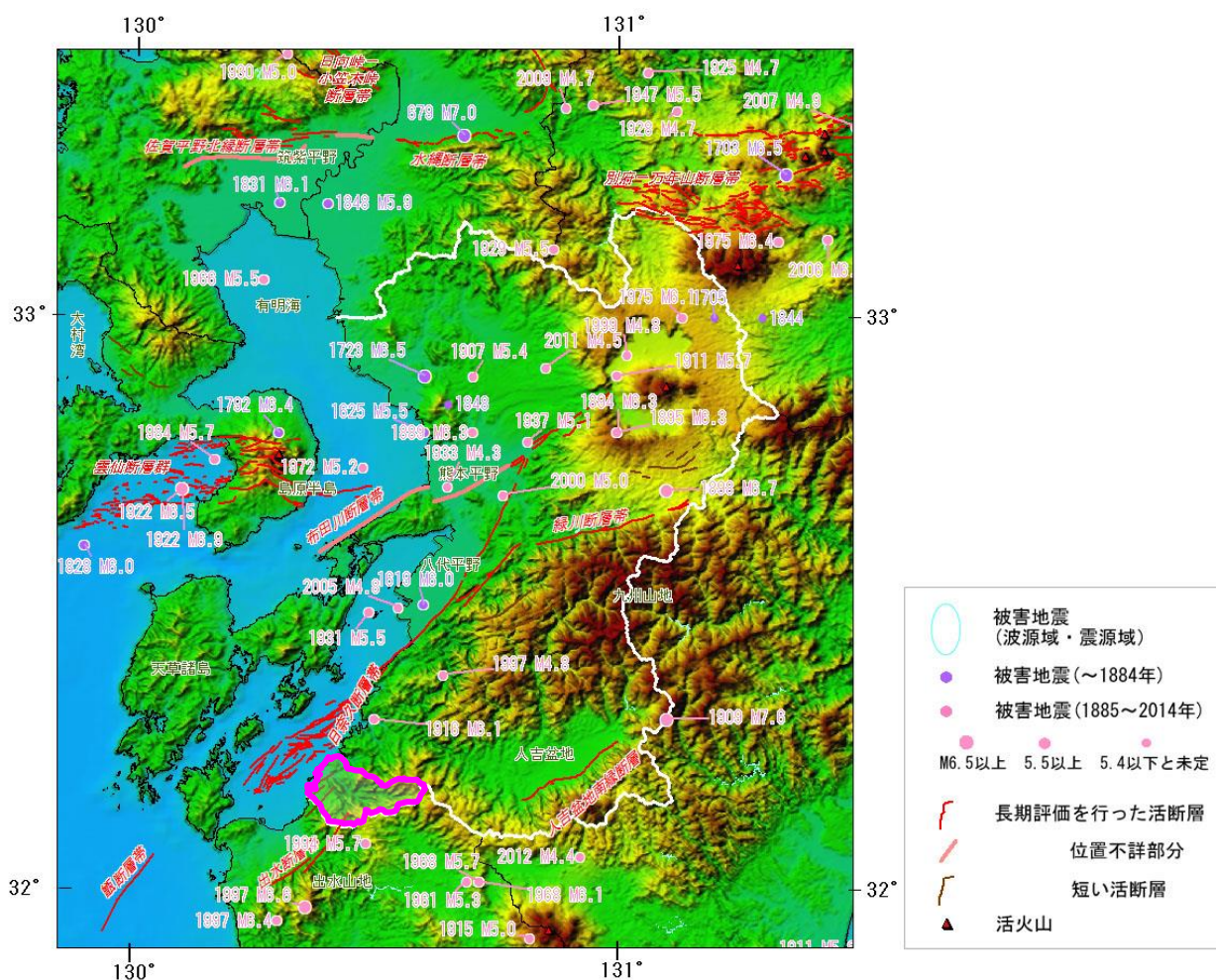
【 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の抽出方法 】

2. 想定される地震の規模

2-1 地震の原因となる活断層*群

1) 過去に受けた地震被害

- ・ 本市において被害が懸念される日奈久断層帯に沿う被害地震についてみると、南西側の八代～水俣付近において、1619年にM6.0、1916年にM6.1の地震が発生し、家屋等に被害が生じた。
- ・ 本市において被害が懸念される出水断層帯に沿う被害地震についてみると、1997年3月26日に鹿児島県北西部の地震(M6.6)が発生し、鹿児島県の北部において震度5強、本市においては、震度4により、シラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害が発生した。また、4月3日に再度鹿児島県の北部において震度5強を観測し、本市でも再度震度4を観測し、シラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害が生じた。



【 熊本県とその周辺の主な被害地震 】

資料：地震調査研究推進本部*ホームページより

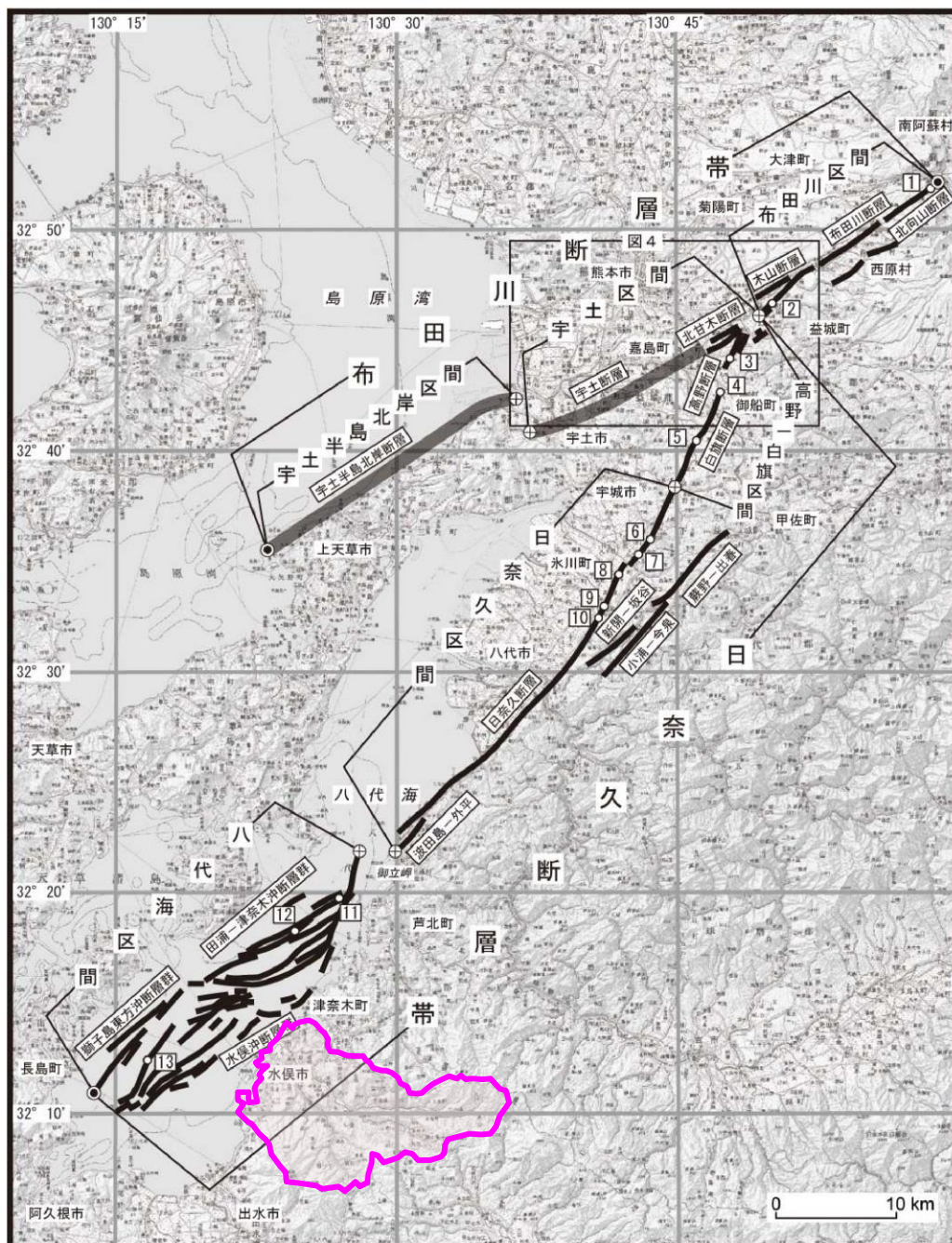
【 熊本県下で被害を及ぼした主な地震 】

西暦（和暦）	地域（名称）	地震規模	主な被害
744 年 （太平 16）	天草郡、八代郡、 葦北郡	M7.0	田地 290 町、民家流出 470 軒、死者 1,520 名。 ■ 県内の津波波高：不明
1619 年 （元和 5）	肥後・八代	M6.0	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625 年 （寛永 2）	熊本	M5.0～6.0	地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約 50。
1707 年 （宝永 4）	南海トラフ	M8.6	宝永地震。これまでに発生したわが国最大級の地震の一つ。九州東部から駿河湾沿岸域までが震度 6 強から 6 弱相当になったと推定され、場所によっては震度 7 相当になった可能性もあるとされている。また、津波による大規模な被害も発生した。被害は、全体で少なくとも死者 2 万、潰家 6 万、流出家 2 万。 ■ 県内の津波波高：0.5～1.0m（八代市）
1723 年 （享保 8）	肥後・豊後・筑後	M6.5	肥後で倒家 980、死者 2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。
1769 年 （明和 6）	日向・豊後・肥後	M7 3/4	延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。
1792 年 （寛永 4）	雲仙岳	M6.4	前年 10 月 8 日から始まった地震が 11 月 10 日頃から強くなり、4 月 1 日に大地震 2 回、前山(眉山：天狗山)の東部がくずれ、崩土約 0.34 km ³ が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約 15,000、潰家 12,000。「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。 ■ 県内の津波波高：10～20m 程度
1828 年 （文政 11）	長崎	M6.0	出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。 ■ 県内の津波波高：不明
1854 年 （安政 1）	南海トラフ	M8.4	安政南海地震。被害は中部地方から九州地方にかけての広い範囲に及んだが、前日の安政東海地震による被害と区別できないものも多くある。
1889 年 （明治 22）	熊本付近	M6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者 20・負傷 52、家屋全壊 228・半潰 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133。柳川地方でも潰家 60 余。肥後・筑後地方で強震。
1941 年 （昭和 16）	日向灘	M7.2	日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者 2・負傷 18、家屋全壊 27・半壊 32。その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な被害。九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約 1m。船舶の転覆流失あり。
1946 年 （昭和 21）	南海トラフ	M7.9	南海地震。安政南海地震と同じ地域を震源域として発生したプレート間地震。被害は、中部地方から九州地方にまで及び、全体で死者・行方不明者 1,443 名、負傷者 3,842 名、住家全壊約 9 千などであり、その他多数の流失や焼失した家屋があった。
1960 年 （昭和 35）	南米チリ沖	M8 3/4 ～8 1/2	23 日 4 時 11 分 20 秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に襲来して被害を生じた。大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24 日 8 時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。本渡市床上浸水 3 戸、床下浸水 3 戸、下長尾扉門決壊 1、バス路線浸水一時交通遮断 ■ 県内の津波波高：不明
1975 年 （昭和 50）	熊本県北東	M6.1	阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15。最大震度 V：阿蘇山。
1997 年 （平成 9）	薩摩地方	M6.6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害発生。最大震度 4（熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、牛深市、芦北町、大矢野町）
1997 年 （平成 9）	薩摩地方	M6.4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害発生。最大震度 4（八代市、松橋町、人吉市、芦北町、大矢野町）
2010 年 （平成 22）	南米チリ沖	M8.8	■ 県内の津波波高：20cm（天草市本渡港） （人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011 年 （平成 23）	三陸沖	M9.0	■ 県内の津波波高：70cm（天草市本渡港） （人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011 年 （平成 23）	熊本地方	M4.4	住家の一部破壊 最大震度 5 強（菊池市旭志）。
2016 年 （平成 28）	熊本地方	M6.5	熊本地震前震 最大震度 7（益城町） 熊本県下で被害大
2016 年 （平成 28）	熊本地方	M7.3	熊本地震本震 最大震度 7（益城町、西原村） 熊本県下で被害大

資料：熊本県建築物耐震改修促進計画より引用（一部加筆）

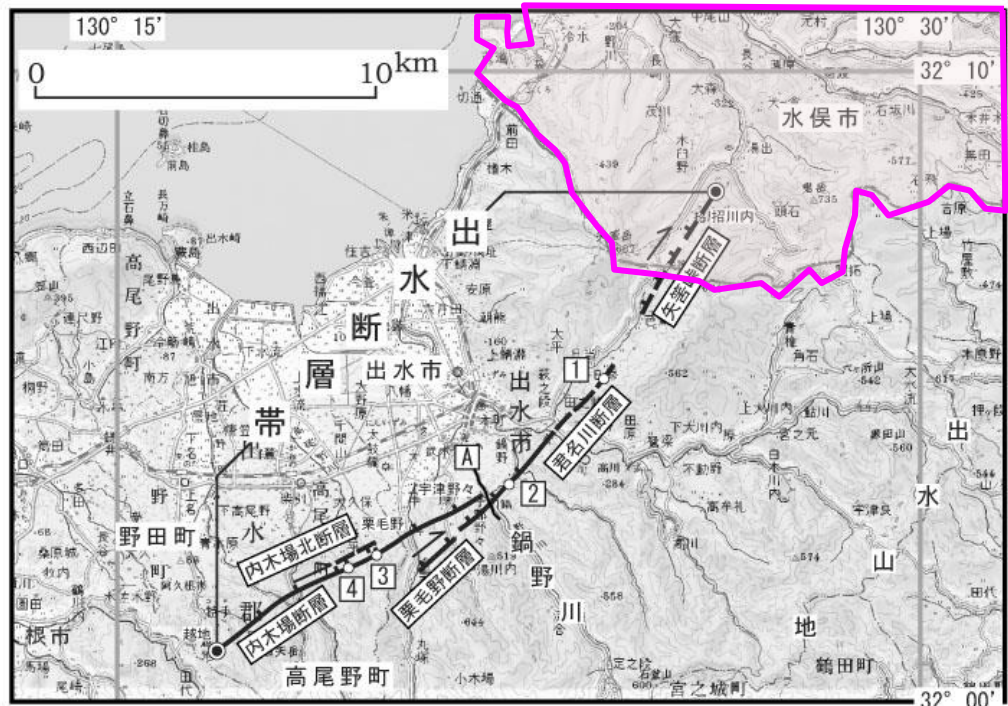
2) 影響が想定される地震

- ・ 水俣市周辺には、日奈久断層帯と出水断層帯がある。
- ・ 日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て八代海南部に至る断層帯である。本断層帯は、概ね北東―南西方向に延び、全体の長さは約81 kmであると推定される。
- ・ 日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約16 kmの高野―白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約40 kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約30 kmの可能性のある八代海区間に区分される。
- ・ 日奈久断層帯は、断層南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。



【 布田川・日奈久断層帯 】

- ・ 出水断層帯は、熊本県南部から鹿児島県北西部に分布する活断層帯であり、出水山地の北西縁に沿って、熊本県水俣市から鹿児島県出水市を経て出水郡野田町（現・出水市野田町）へと延びる断層帯である。長さは約20 kmで、ほぼ北東－南西方向に延びる、相対的に南東側が隆起する正断層で、右横ずれ成分を伴う。



【 出水断層帯 】

【 将来の地震発生確率 】

項 目	出水断層帯 (評価時点 2004 年 1 月 1 日)	日奈久断層帯 (評価時点 2013 年 1 月 1 日)	
		八代海区間	日奈久区間
今後 30 年以内の発生確率※	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～16%	ほぼ 0～6%
今後 50 年以内の発生確率	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～30%	ほぼ 0～10%
今後 100 年以内の発生確率	ほぼ 0～4%	ほぼ 0～50%	ほぼ 0～19%
今後 300 年以内の発生確率	ほぼ 0～10%	ほぼ 0～90%	ほぼ 0～48%

資料：文部科学省地震研究推進本部地震調査委員会

※：我が国の陸域及び沿岸域の主な 98 の活断層帯のうち、2001 年 4 月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後 30 年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下になると推定されている。

98 断層帯のうち約半数の断層帯：30 年確率の最大値が 0.1%未満

98 断層帯のうち約 1/4 の断層帯：30 年確率の最大値が 0.1%以上 3%未満

98 断層帯のうち約 1/4 の断層帯：30 年確率の最大値が 3%以上

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的評価を盛り込むこととしている。

- ・ 今後 30 年間の地震発生確率（最大値）が 3%以上の場合：「本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」
- ・ 今後 30 年間の地震発生確率（最大値）が 0.1%以上 3%未満の場合：「本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

- ・ 本市においては、想定される被害の大きさと地震発生確率から、日奈久断層帯(八代海区間)、出水断層帯、2つの断層帯を想定震源として設定する。

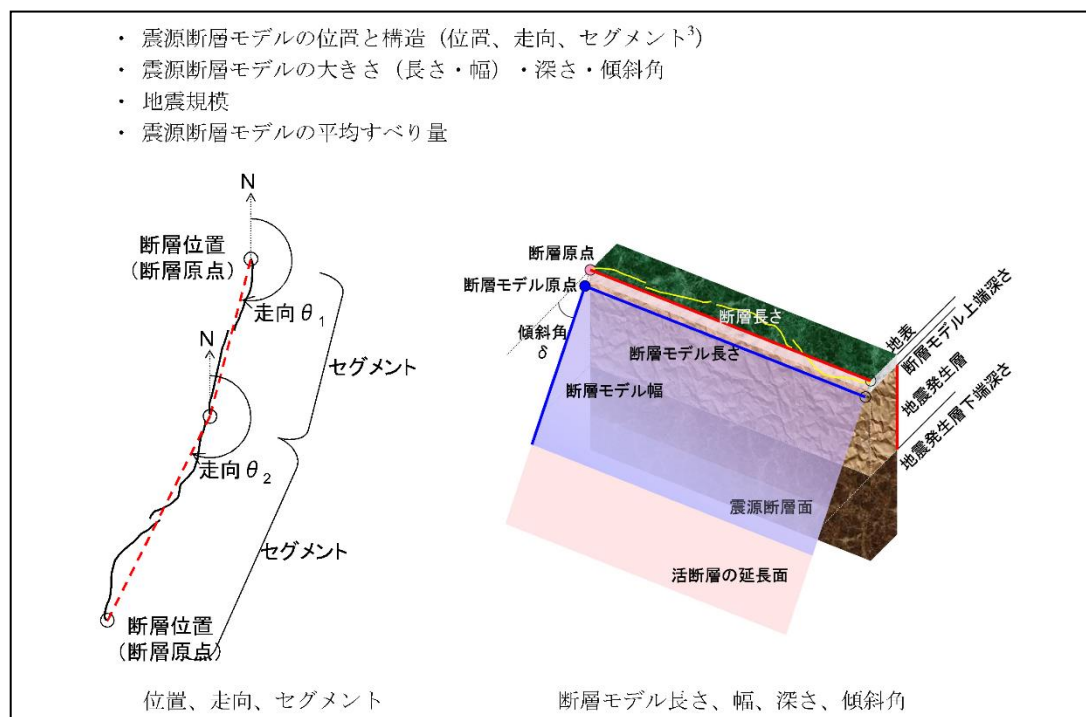
2-2 想定震度と倒壊危険度

1) 想定震度・倒壊危険度の作成方法

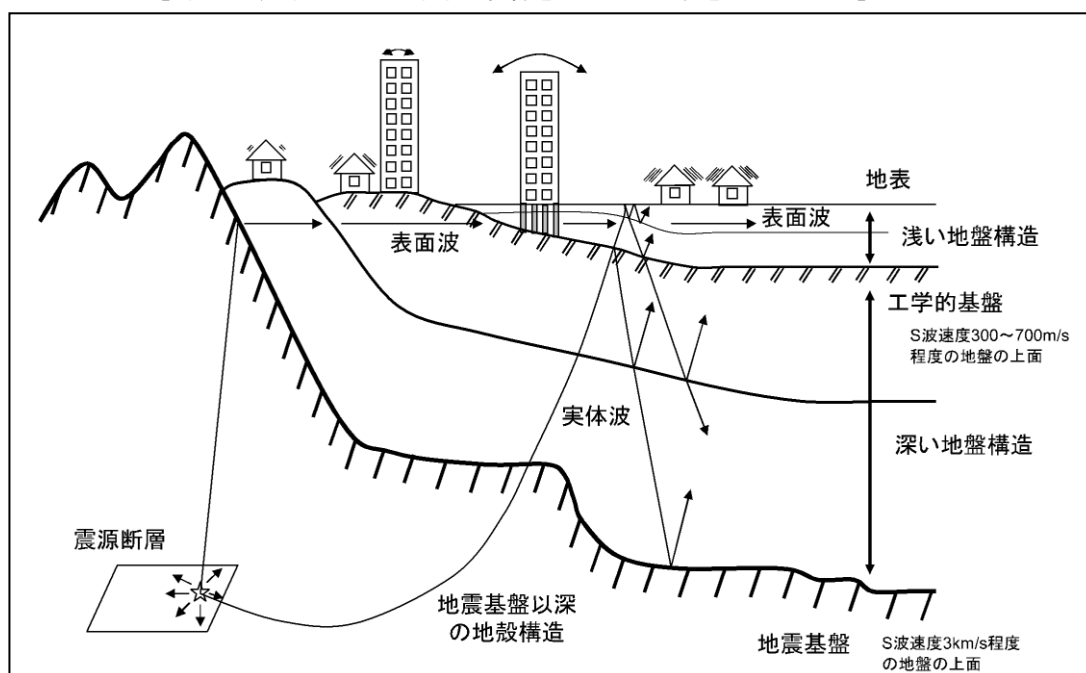
- ・ 想定震度分布図は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の研究成果を基に作成された地震動予測地図データを用いて作成し、倒壊危険度分布図は、「地震防災マップ作成技術資料（平成 17 年 3 月：内閣府）」に基づいて作成した。

① 想定震度（震源断層を特定した地震の強震動予測手法）

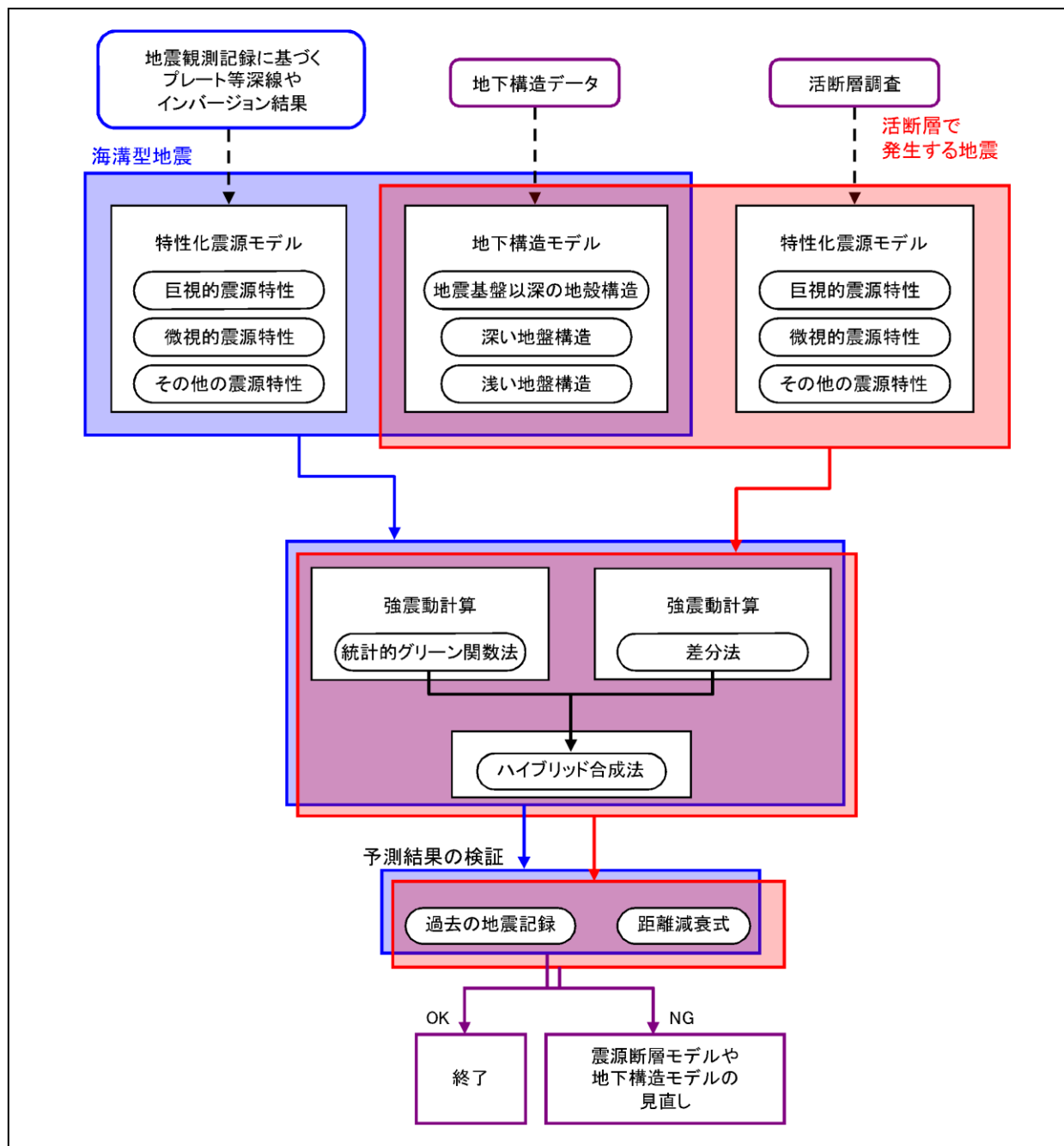
- ・ 強震動予測手法は、特性化震源モデル（本市に影響を与える活断層のモデル化）の設定、地下構造モデルの作成、強震動計算、予測結果の検証の 4 つの過程からなる。



【 特性化震源モデル：（本市に影響を与える活断層をモデル化） 】



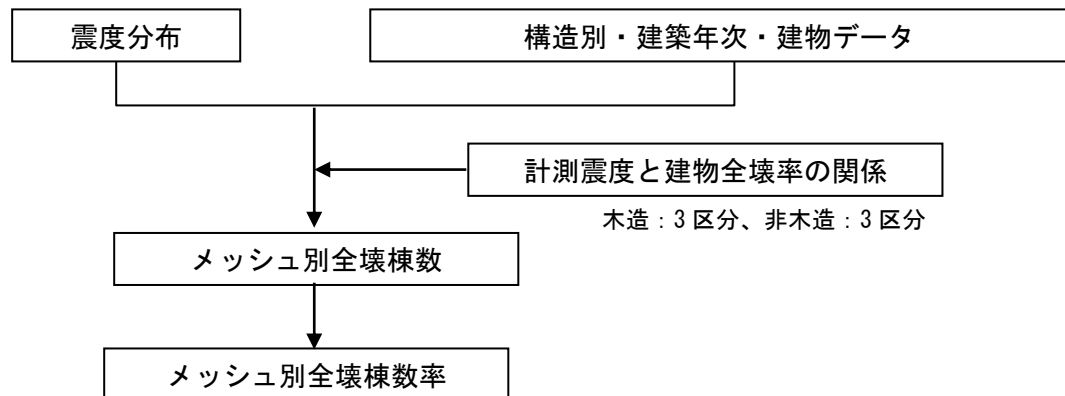
【 地下構造モデル：（本市の地盤をモデル化） 】



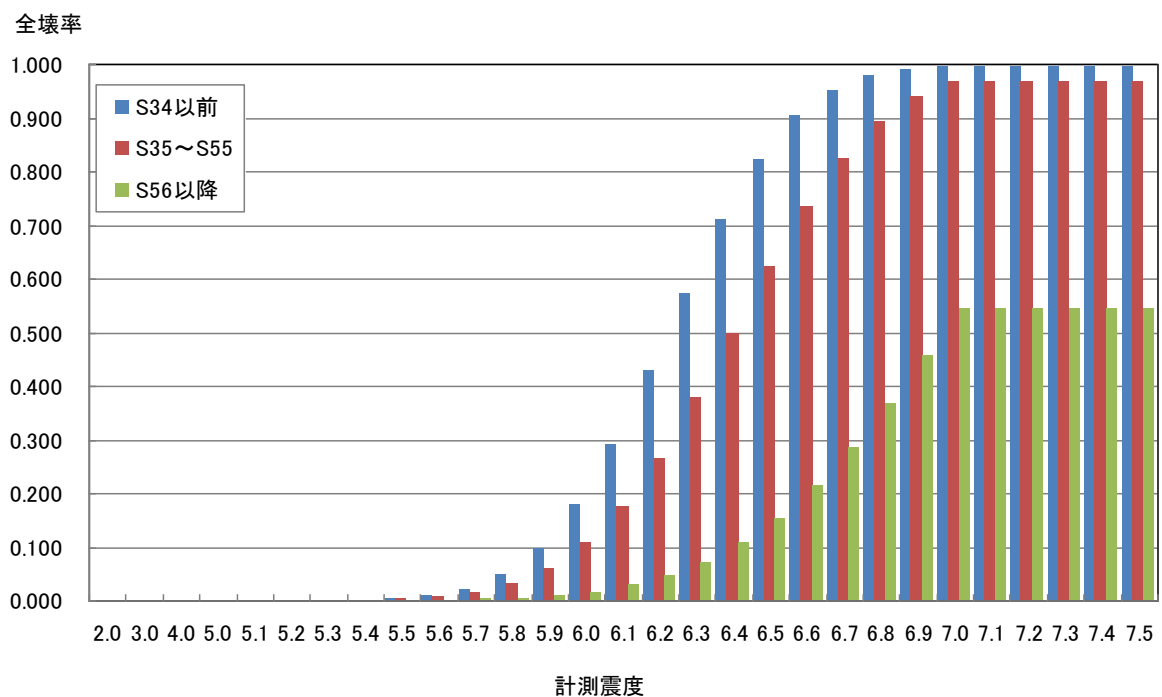
【 震源断層を特定した地震の強震動予測手法（ハイブリッド合成法）の流れ 】

② 倒壊危険度

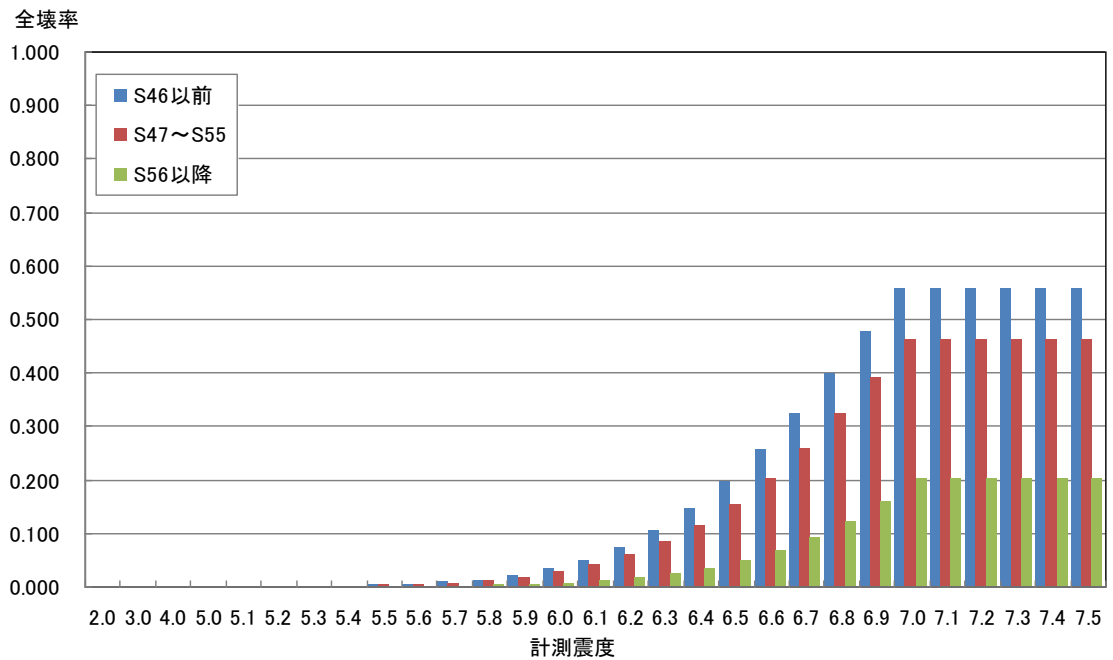
- ・ 地域の危険度を明らかにするために、想定震度分布図の計測震度をベースとしてメッシュ毎に「建物倒壊（全壊※率）確率」を算出し分布図を作成する。
- ・ 作成にあたっては、50mメッシュにて検討を行った。
- ・ 以下に、倒壊危険度分布図作成時の全壊率算出の手順及び計測震度別の算出根拠を示す。



【 メッシュごとの建物全壊棟数の想定フロー 】



【 計測震度と建物全壊率の関係（木造建物） 】



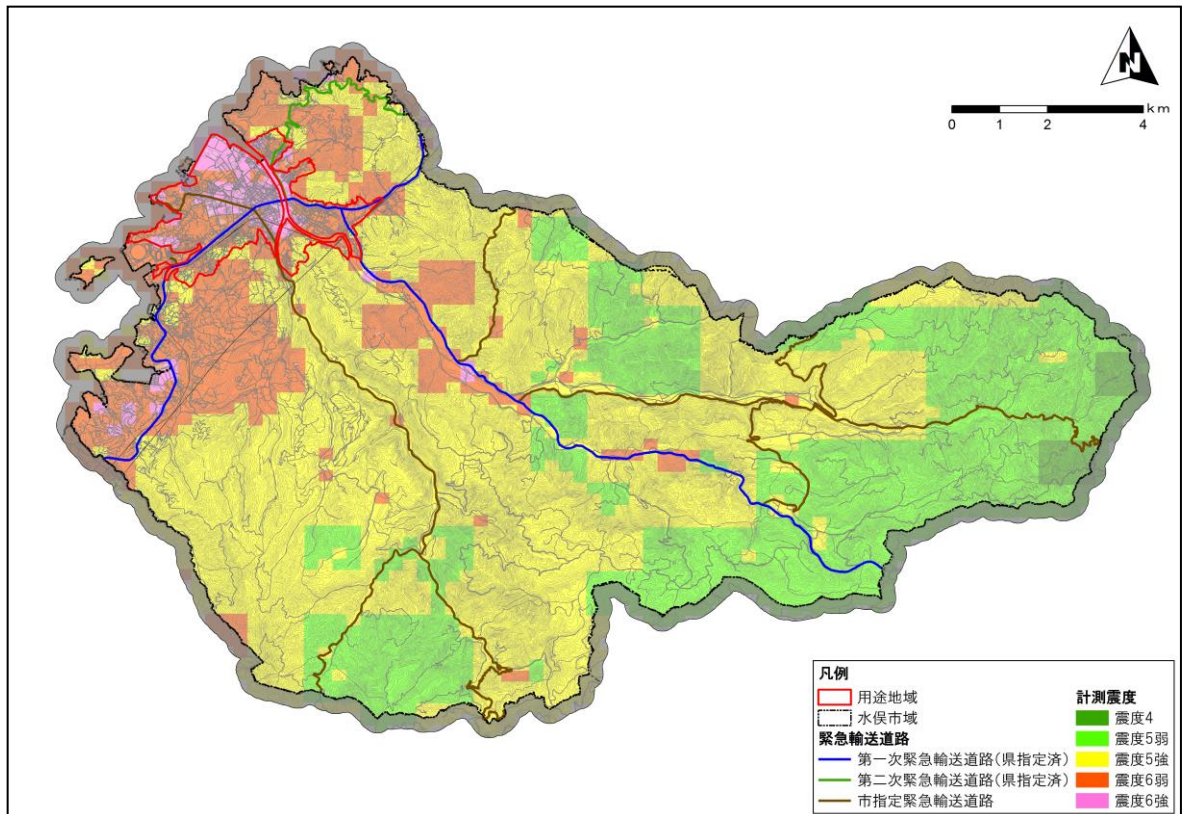
【 計測震度と建物全壊率の関係（非木造建物） 】

【 計測震度と建物全壊率との関係 】

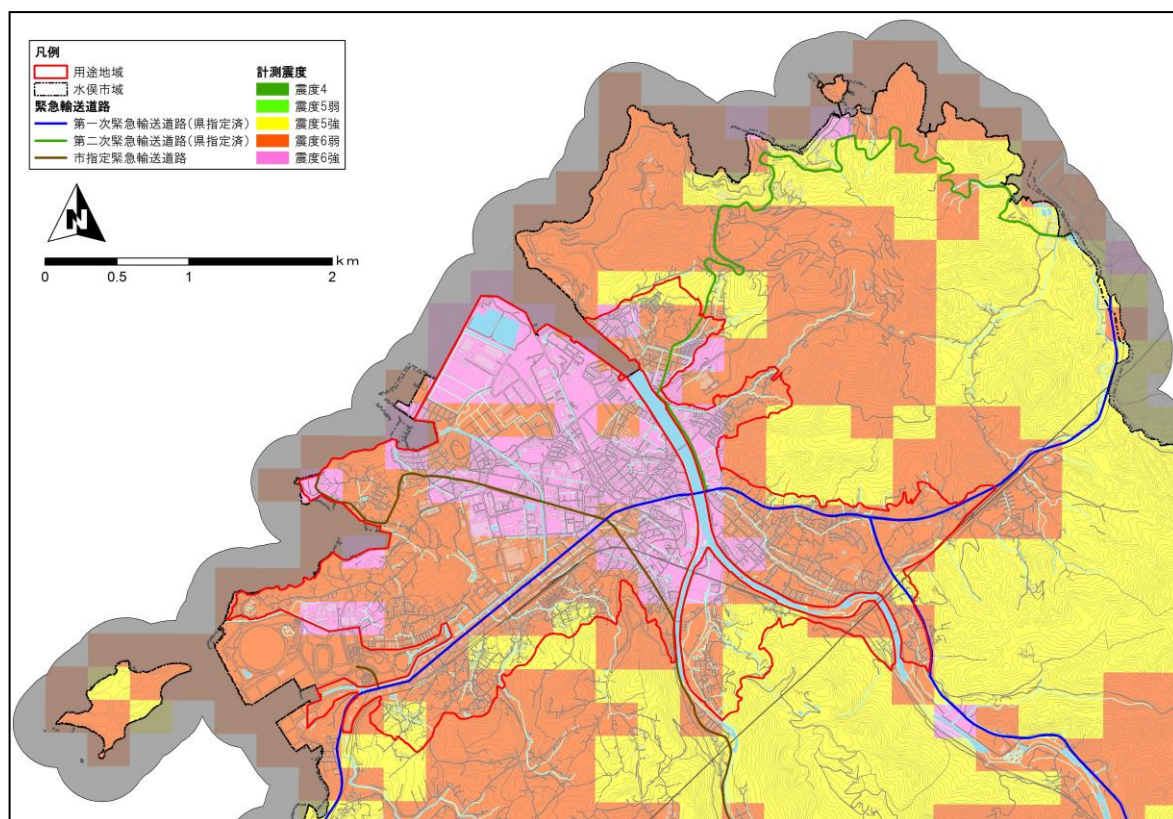
震度	木造建物の全壊率			非木造建物の全壊率		
	S34以前	S35～S55	S56以降	S46以前	S47～S55	S56以降
2.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.1	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5.5	0.003	0.002	0.000	0.002	0.002	0.000
5.6	0.008	0.006	0.001	0.004	0.004	0.001
5.7	0.021	0.014	0.002	0.007	0.006	0.001
5.8	0.048	0.030	0.004	0.012	0.010	0.002
5.9	0.097	0.059	0.009	0.020	0.017	0.004
6.0	0.177	0.106	0.015	0.031	0.026	0.006
6.1	0.289	0.174	0.027	0.048	0.039	0.010
6.2	0.427	0.266	0.044	0.072	0.058	0.015
6.3	0.573	0.377	0.070	0.104	0.082	0.023
6.4	0.711	0.500	0.106	0.145	0.114	0.033
6.5	0.823	0.623	0.153	0.195	0.154	0.048
6.6	0.903	0.734	0.213	0.255	0.202	0.067
6.7	0.952	0.826	0.285	0.323	0.258	0.091
6.8	0.979	0.894	0.367	0.397	0.322	0.122
6.9	0.992	0.941	0.455	0.476	0.391	0.159
7.0	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202
7.1	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202
7.2	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202
7.3	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202
7.4	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202
7.5	0.997	0.970	0.545	0.556	0.463	0.202

2) 想定震度分布図

- ・ 日奈久断層帯（八代海区間）による地震が発生したケース、出水断層帯による地震が発生したケースそれぞれで最も高いゆれを起こすものを重ね合わせたものを最大震度として図に示す。
- ・ 本市においては、水俣川河口付近から中心市街地にかけて、震度 6 強が想定され、市街地外縁から部分的に中山間地でも震度 6 弱のゆれが想定される。市域の東部及び南部では震度 5 強のゆれになると予想される。



【 想定震度分布図－最大震度 】



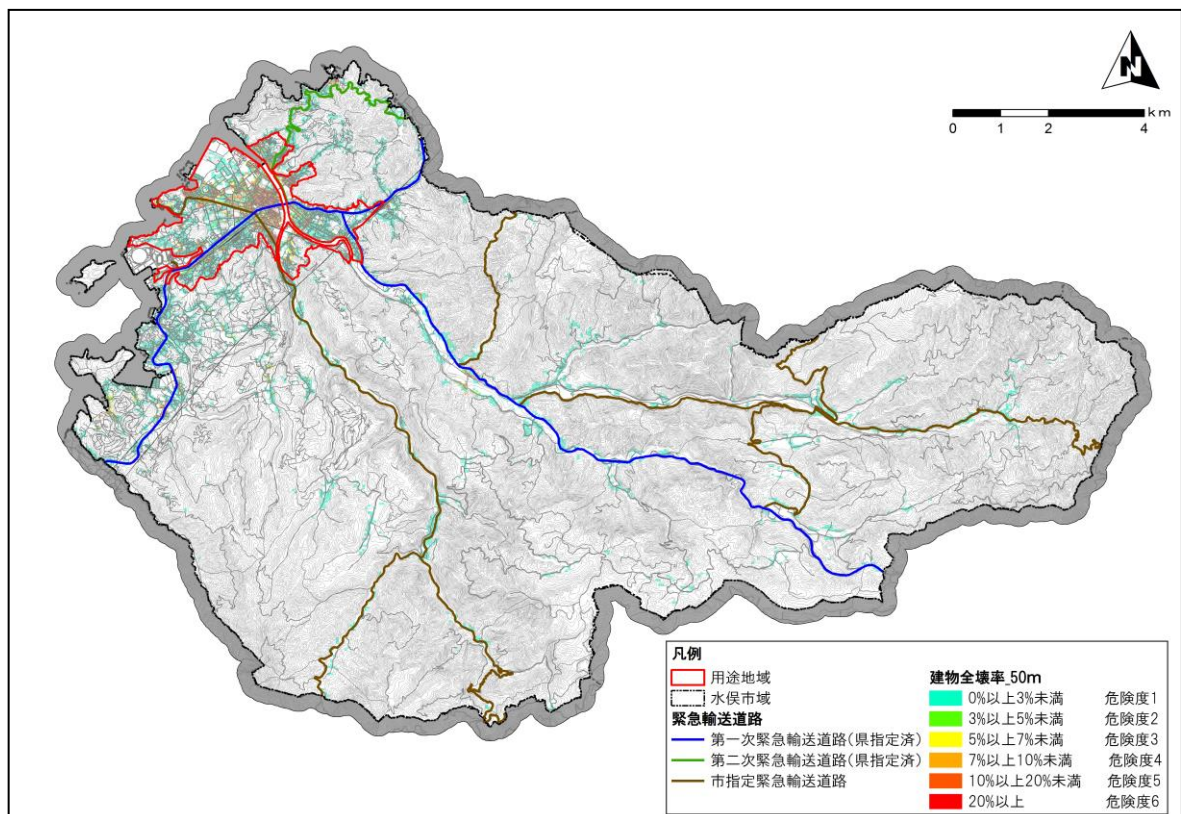
【 想定震度分布図－最大震度 〈市街地拡大図〉 】

3) 倒壊危険度分布図

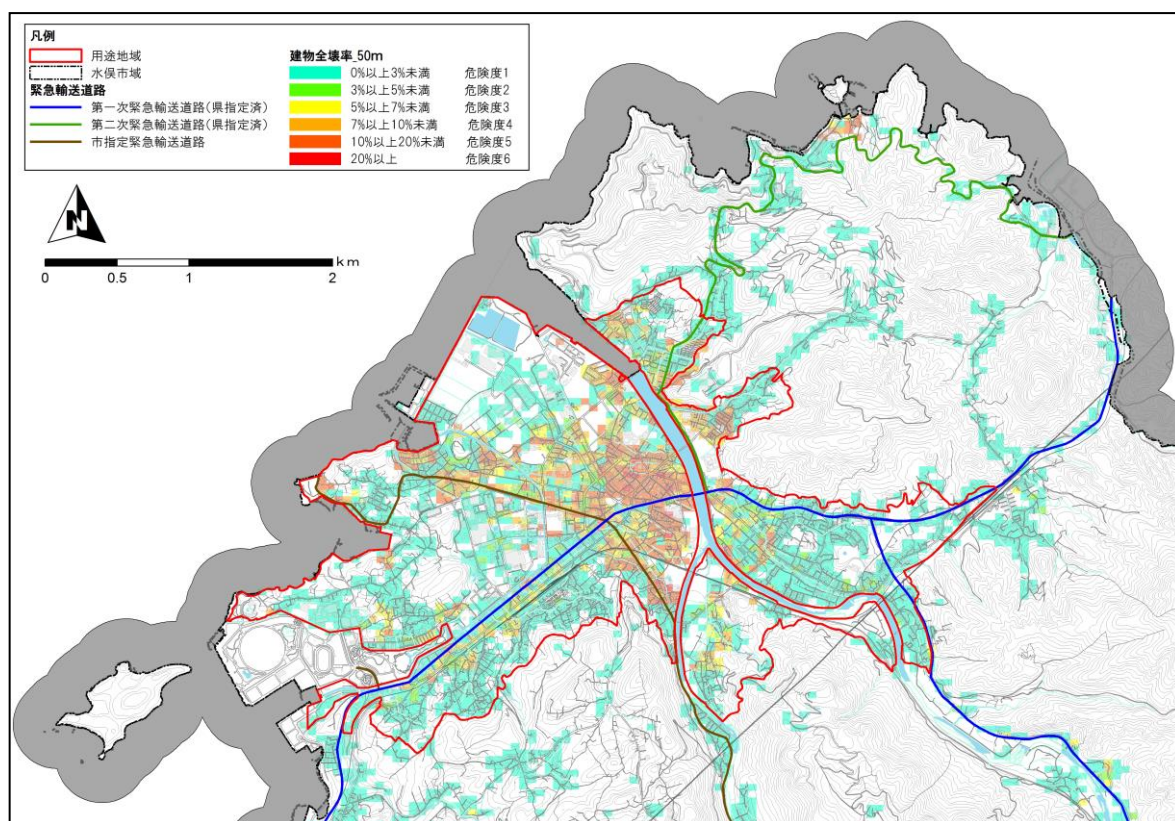
- ・ 前ページの想定震度分布図を前提に、倒壊危険度を表す指標として建物の全壊確率を以下の図に示す。全壊率の高いエリアは市街地に集中することとなり、市街地内の用途地域内で建物全壊率は危険度 5、6（全壊率）10%以上（燈色、赤色）が存在することとなる。

※全壊率は、前ページのような震度分布の地震が発生した際に、全壊する可能性が高い建物棟数を抽出し、以下の式で求められる。相対的に建築年度が古い建物数が多いメッシュにおいて、全壊率は高くなる傾向を示す。

$$\text{全壊率（\%）} = (\text{各メッシュ内の全壊棟数} / \text{各メッシュ内の全棟数}) \times 100$$



【 倒壊危険度分布図－最大震度 】



【倒壊危険度分布図—最大震度 〈市街地拡大図〉】

3. 建築物の耐震化の現状と目標の設定

3-1 耐震化の現状と課題

1) 住 宅

- ・ 住宅の耐震化の状況は、固定資産家屋課税データ（平成 28 年度）から住宅系建築物を抽出した上で、構造別（木造・非木造）、年代別（昭和 56 年 6 月 1 日以前・以降）に件数を把握した上で、現状の耐震性能有無を推計し、判断した。
- ・ 本市における住宅の耐震化率の現状をみると、旧計画書による推計 63.9%から自然更新と改修実績により現状 65.5%と推計され、耐震化率の向上が認められるが、旧計画では、平成 27 年度時点の住宅耐震化率を自然更新及び施策による効果をあわせて、耐震化率を 90%にすることを目標としており、目標は達成できなかったという結果となっている。
- ・ 2011 年に発生した東日本大震災や 2016 年の熊本地震を教訓に、大規模な地震発生による人的被害を最小限に抑えるためには、減災*効果に大きく寄与する住宅の耐震化にこれまでの取り組みを見直し、目標に向けてより効果的な取り組みを実施することが重要である。

耐震化率の向上要因

昭和 56 年以前建築物の減少（340 戸）

昭和 57 年以降建築物の増加（266 戸）

【 住宅における耐震化率の現状 】

(単位: 戸)

年代 構造種別	昭和56年以前			昭和57年以降	総 数 d	耐震化率 (a+c)/d
	建築物数	耐震性有 a	耐震性無 b	建築物数 c		
木 造	8,519	3,545	4,974	4,944	13,463	63.1%
非木造	548	431	117	738	1,286	90.9%
合 計	9,067	3,976	5,091	5,682	14,749	65.5%
旧計画書策定時耐震化率						63.9%

(注)

a : 平成25年・平成20年住宅土地統計調査(全国値)から、国が算出した推計値

(昭和55年以前の本造住宅の38.7%、非木造住宅の76.6%は耐震性有)を前提に推計。

b : 昭和56年以前の建築物数から改修実績と耐震性有の建築物数を差し引いた建築物数

c : すべて耐震性有とする。

d : 固定資産家屋データ(平成28年度)から、専用住宅、アパート、寄宿舍、併用住宅、農家住宅の合計を対象。

資料: 水俣市固定資産課税台帳

※空き家対策と耐震化

- ・ 上記の住宅数には空き家も含まれている。国土交通省の住生活総合調査(H25)によると、空き家になっている住宅の約 70%が昭和 55 年以前に建築された住宅であるとしているが、水俣市空き屋調査(平成 27 年度)による空き家数 1,171 件のうち、1,003 件(85%)(建築年不明含む)が、昭和 56 年以前に建築された建築物である。
- ・ 空き家とは、「居住者がいない住宅」のため、仮に地震によって倒壊したとしても、空き家の下敷きになって人が死傷する可能性は低い。しかし、住宅が倒壊して道路を塞げば、緊急車両等の通行・活動に支障をきたし、被害を拡大させる可能性、また近隣住宅へ影響を与える可能性も考えられる。
- ・ 以上のことから、他の空き家に関する施策等と連携を図りながら、除却や耐震性確保に向けた助言、指導等を行うことによって地震発生時の被害リスクを軽減していく必要がある。

2) 特定既存耐震不適格建築物

- ・ 民間の特定既存耐震不適格建築物については、熊本県建築課による特定既存耐震不適格建築物リストを活用し、耐震改修促進法第14条第1号～3号に規定される建築物に区分し、下記に示す国及び熊本県の推計方法に基づき、耐震性能保有状況を加味して現状の耐震化率を推計し、判断した。

【 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化の状況 】

法 分類	用 途	特定建築物数 (規模・用途の要件)		S57以降建築物数		S56以前建築物数		うち耐震診断実施数		うち耐震改修不要数		うち耐震改修実施済数		耐震性有 (推計数)		耐震性有 (推計数)		耐震化率 I =H/A
		A	法第14条 第3号該当 (高層)	B	法第14条 第3号該当 (高層)	C	法第14条 第3号該当 (高層)	D	法第14条 第3号該当 (高層)	E	法第14条 第3号該当 (高層)	F	法第14条 第3号該当 (高層)	G ※2	H =B+G	I =H/A		
① 災害時の 拠点となる 建築物	ア 災害応急対策 全般的企画立案、 調整等を行う 施設	計	106	6	55	2	51	4	45	2	5	0	31	0	41	96	91%	
	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	公共	106	6	55	2	51	4	45	2	5	0	31	0					
	イ 住民の避難場 所等として使用 される施設	計	1,844	37	1,014	19	830	18	692	3	244	1	431	2	727	1,741	94%	
	民間	476	34	319	16	157	18	41	3	20	1	14	2					
	公共	1,368	3	695	3	673	0	651	0	224	0	417	0					
	ウ 救急医療等を行 う施設	計	441	50	298	30	143	20	22	1	4	0	9	0	73	371	84%	
	民間	421	49	284	30	137	19	17	0	4	0	8	0					
	公共	20	1	14	0	6	1	5	1	0	0	1	0					
	エ 災害時要援護者 を保護、入所して いる施設	計	383	3	342	3	41	0	14	0	8	0	3	0	26	368	96%	
	民間	338	3	313	3	25	0	1	0	1	0	0	0					
	公共	45	0	29	0	16	0	13	0	7	0	3	0					
オ 交通の拠点とな る施設	計	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	100%		
民間	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0						
公共	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
② 不特定多数の者 が利用する 建築物	カ 百貨店、マーケ ットその他物品販 売業を営む店舗	計	276	44	189	27	87	17	6	3	0	0	4	2	43	232	84%	
	民間	276	44	189	27	87	17	6	3	0	0	4	2					
	公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	キ ホテル、旅館	計	279	33	179	22	100	11	6	1	0	0	1	0	35	214	77%	
	民間	274	33	175	22	99	11	5	1	0	0	1	0					
	公共	5	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	0					
	ク 集会場、公会堂、 斎場、式場	計	74	3	46	2	28	1	14	1	7	0	6	1	22	68	92%	
	民間	24	0	18	0	6	0	0	0	0	0	0	0					
	公共	50	3	28	2	22	1	14	1	7	0	6	1					
	ケ 劇場、観覧場、映 画館、演芸場	計	6	0	5	0	1	0	2	1	1	0	0	0	1	6	100%	
	民間	3	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0					
	公共	3	0	2	0	1	0	2	1	1	0	0	0					
③ 特定多数の利 用	コ 博物館、美術館、 図書館	計	15	0	6	0	9	0	9	0	4	0	2	0	6	12	80%	
	民間	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	公共	14	0	5	0	9	0	9	0	4	0	2	0					
	ク 展示場	計	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100%	
	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	公共	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	シ 飲食店、キャバレー、 料理店、ナイトクラ ブ等	計	89	8	48	3	41	5	2	0	1	1	0	0	20	68	76%	
	民間	89	8	48	3	41	5	2	0	1	1	0	0					
	公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	ス 理髪店、質屋、貸衣 装屋、銀行等	計	35	7	18	3	17	4	2	2	0	0	1	1	8	26	74%	
	民間	35	7	18	3	17	4	2	2	0	0	1	1					
	公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
④ 小 計	セ 遊技場	計	39	12	30	11	9	1	5	1	3	0	0	0	5	35	90%	
	民間	35	12	30	11	5	1	1	1	0	0	0	0					
	公共	4	0	0	0	4	0	4	0	3	0	0	0					
	ソ ボーリング場、スケ ート場、水泳場等	計	12	1	8	0	4	1	3	0	2	0	0	0	2	10	83%	
	民間	3	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0					
	公共	9	0	6	0	3	0	3	0	2	0	0	0					
	タ 公衆浴場	計	10	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	9	90%	
	民間	8	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0					
	公共	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	チ 自動車庫又は自転 車の停留又は駐車 のための施設	計	46	9	42	8	4	1	3	1	3	1	0	0	3	45	98%	
	民間	40	8	38	8	2	0	1	0	1	0	0	0					
	公共	6	1	4	0	2	1	2	1	2	1	0	0					
⑤ 法第14条 第2号	ツ 事務所、研修施設、 研究施設	計	521	146	342	90	179	56	28	8	13	1	11	5	99	441	85%	
	民間	481	146	316	90	165	56	16	8	5	1	9	5					
	公共	40	0	26	0	14	0	12	0	8	0	2	0					
	テ 工場、作業場、処 理場	計	228	9	181	4	47	5	6	1	0	0	4	0	24	205	90%	
	民間	207	9	166	4	41	5	2	1	0	0	0	0					
	公共	21	0	15	0	6	0	4	0	0	0	4	0					
	ト 共同住宅、下宿、 寄宿舎など	計	2,707	140	1,978	106	729	34	439	1	434	0	2	0	656	2,634	97%	
	民間	1,817	135	1,521	102	296	33	8	0	7	0	0	0					
	公共	890	5	457	4	433	1	431	1	427	0	2	0					
	ナ 危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供 する建築物	計	7,115	508	4,792	330	2,323	178	1,299	26	729	4	506	11	1,793	6,585	93%	
	民間	4,529	489	3,447	319	1,082	170	103	19	39	3	38	10					
	公共	2,586	19	1,345	11	1,241	8	1,196	7	690	1	468	1					
⑥ 法第14条 第3号	ニ 緊急輸送道路沿道建 築物 ※但し、建築物数に第1号 及び第2号に該当するもの を含みません。	計	339	0	203	0	136	0	2	0	2	0	0	0	61	264	78%	
	民間	337	0	201	0	136	0	2	0	2	0	0	0					
	公共	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	ハ 合 計	計	1,126	1,126	579	579	547	547	6	6	3	3	3	3	276	855	76%	
	民間	1,123	1,123	576	576	547	547	6	6	3	3	3	3					
	公共	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0					
	ヘ 合 計	計	8,580	1,634	5,574	909	3,006	725	1,307	32	734	7	509	14	2,130	7,704	90%	
	民間	5,989	1,612	4,224	895	1,765	717	111	25	44	6	41	13					
	公共	2,591	22	1,350	14	1,241	8	1,196	7	690	1	468	1					

※1 本表において「特定建築物」とは、法第14条各号に掲げる建築物で、既存耐震不適格建築物以外を含みます。

※2 耐震性能保有率(推計数)Gは、S56以前建築物で耐震診断未実施のものについて「国の推計方法」に基づき推定率を推計した値を含みます。

資料：熊本県建築物耐震改修促進計画 資料編

① 第1号特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物）

（民間）

- ・ 民間における耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当する「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状（新耐震*建築物を含む）は、昭和56年以前に建築された21棟のうち9棟が耐震性有りと推計され、昭和57年以降に建築された37棟と合わせて、耐震化率は79.3%となる。また、耐震性がないと推定される建築物は12棟となる。

耐震化率の向上要因
旧耐震建築物の特定除却（3棟）
新耐震建築物の特定及び新築（6棟）
耐震改修工事の実施（1棟）

※大規模な地震による人的・経済的被害を減少させるためには、多数の者が利用する第1号特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要であり、より効果的な施策の実施を検討します。

【 第1号特定既存耐震不適格建築物における耐震化率の現状 】

（単位：棟）

法第14条第1号 （民間建築物）		昭和56年以前			昭和57年以降	建築物総数 d	耐震化率 (a+c)/d
		建築物数	耐震性有 建築物数 a	耐震性無 建築物数 b	建築物数 c		
区分	学校（幼稚園・保育園）				8	8	100.0%
	病院・診療所	6	3	3	6	12	75.0%
	社会福祉施設等				6	6	100.0%
	ホテル・旅館等	5	1	4	3	8	50.0%
	店舗・百貨店	2	1	1	1	3	66.7%
	賃貸共同住宅	6	4	2	5	11	81.8%
	その他	2		2	8	10	80.0%
計		21	9	12	37	58	79.3%
						旧計画書策定時耐震化率	76.4%

※建築物の耐震改修促進に関する法律の改定により、特定既存耐震不適格建築物に変動があります。

(市 有)

- ・ 市有の特定既存耐震不適格建築物については、熊本県建築課による公共特定既存耐震不適格建築物データに基づき、整理している。
- ・ 耐震改修促進法第14条第1号に該当する市有の特定既存耐震不適格建築物は62棟ある。
- ・ この施設のうち、昭和56年以前の建築物数が24棟、昭和57年以降の建築物数が38棟ある。
- ・ 市有建築物については、耐震改修を推進し、旧水俣市役所庁舎と現在使用していない旧水俣第三中学校校舎、旧久木野中学校校舎以外は、耐震性を有する建築物とし、耐震化率95.2%となっている。

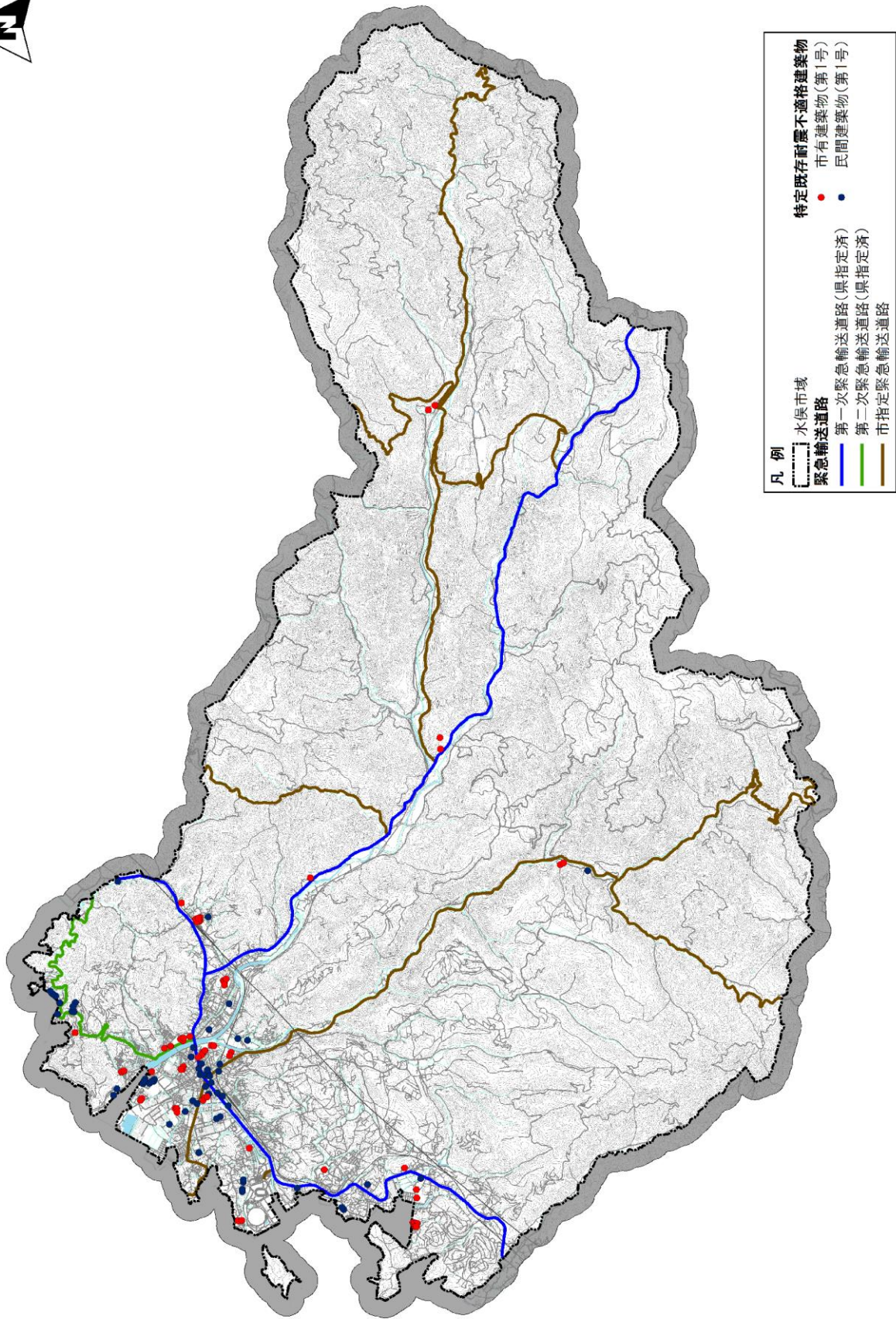
耐震化率の向上要因
旧耐震建築物の特定除却（3棟）
新耐震建築物の増加（4棟）
耐震改修工事の実施（2棟）
耐震性の確認（1棟）

※耐震性が不十分な旧水俣市役所庁舎・旧水俣第三中学校校舎・旧久木野中学校校舎は、今後の利用方法等を検討した上で、建替え及び耐震工事の実施や撤去、第1号特定既存耐震不適格建築物の特定除却等を検討します。

【 第1号特定既存耐震不適格建築物における耐震化率の現状 】

(単位:棟)							
法第14条第1号 (市有建築物)		建築物数	昭和56年以前		昭和57年以降	建築物総数 d	耐震化率 (a+c)/d
			耐震性有 建築物数 a	耐震性無 建築物数 b	建築物数 c		
区 分	市役所等	1		1		1	0.0%
	学校(小中学校等)	14	12	2	12	26	92.3%
	体育館(一般用)				4	4	100.0%
	病院・診療所				4	4	100.0%
	集会場・公会堂	1	1			1	100.0%
	共同住宅等	7	7		11	18	100.0%
	社会福祉施設等				3	3	100.0%
	事務所				1	1	100.0%
	博物館・図書館等	1	1		1	2	100.0%
	工場				2	2	100.0%
計		24	21	3	38	62	95.2%
					旧計画書策定時耐震化率		85.2%

※建築物の耐震改修促進に関する法律の改定により、特定既存耐震不適格建築物に変動があります。



【 第1号特定既存耐震不適格建築物の分布 】

② 第2号特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

- ・ 耐震改修促進法第14条第2号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する」特定既存耐震不適格建築物は、53棟あり、そのうち昭和56年以前に建築された建築物は、12棟ある。
- ・ 耐震化の現状は、昭和56年以前に建築された12棟のうち3棟が耐震性のある建築物と推計され、昭和57年以降に建築された41棟と合わせて耐震化率は83.0%となる。また、耐震性がないと推定される建築物は9棟となる。

耐震化率の向上要因
新耐震建築物の新築（1棟）

※大規模な地震による人的・経済的被害を減少させるためには、危険物を有する第2号特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要であり、より効果的な施策の実施を検討します。

【 第2号特定既存耐震不適格建築物における耐震化率の現状 】

（単位：棟）

法第14条第2号 （危険物貯蔵場等）		昭和56年以前			昭和57年以降	建築物総数 d	耐震化率 (a+c)/d
		建築物数	耐震性有 建築物数 a	耐震性無 建築物数 b	建築物数 c		
区分	一般取扱所	4	1	3	13	17	82.4%
	屋内タンク貯蔵所				2	2	100.0%
	屋内貯蔵所	1		1	20	21	95.2%
	製造所	7	2	5	6	13	61.5%
計		12	3	9	41	53	83.0%
旧計画書策定時耐震化率							82.7%

③ 第3号特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物）

- ・ 耐震改修促進法第14条第3号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある」特定既存耐震不適格建築物は「耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路」に接する建築物であって、耐震改修促進法施行令第4条で規定する要件に該当するものとする。（1号特定既存耐震不適格建築物と重複する建築物と重複しない建築物に区分し、推計）
- ・ これらの特定既存耐震不適格建築物は152棟あり、このうち昭和56年以前に建築された83棟のうち34棟が耐震性のある建築物と推計され、昭和57年以降に建築された69棟と合わせて耐震化率は67.8%となる。また、耐震性がないと推定される建築物は49棟となる。

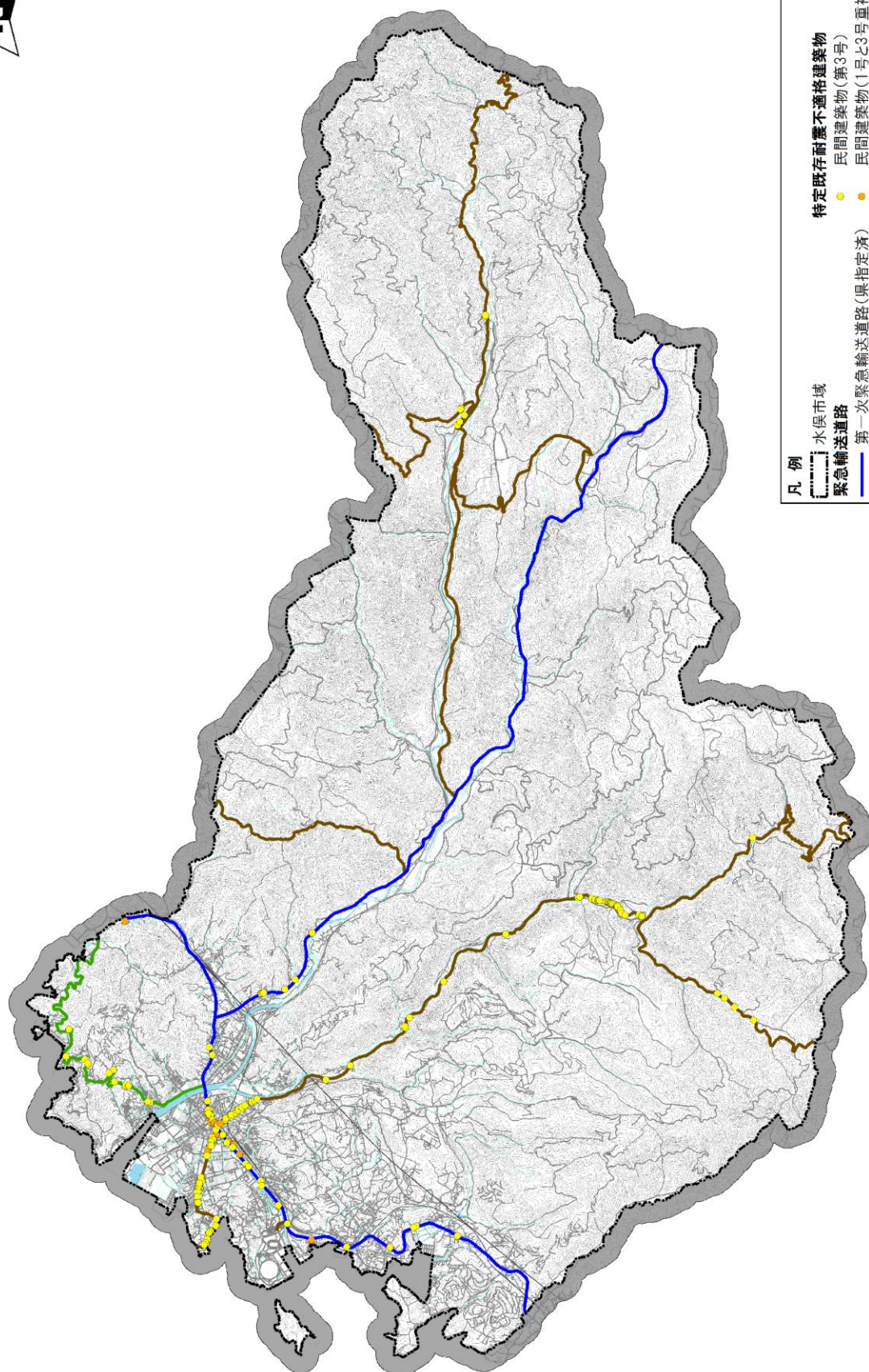
耐震化率の向上要因
旧耐震建築物の滅失（1棟）
新耐震建築物の新築（6棟）
耐震改修工事の実施（1棟）

※第3号特定既存耐震不適格建築物の新築（建築物数の増）については、耐震化率の向上につながるものの、倒壊時の通行不能となる可能性は高くなることから、耐震性の不十分な建築物への耐震化の促進と同時に第3号建築物の増加を防ぐ取り組みを検討します。

【 第3号特定既存耐震不適格建築物における耐震化率の現状 】

（単位：棟）

法第14条第3号 （緊急輸送道路の沿道建築物）		昭和56年以前			昭和57年以降	建築物総数 d	耐震化率 (a+c)/d
		建築物数	耐震性有 建築物数 a	耐震性無 建築物数 b	建築物数 c		
区分	第3号	78	31	47	63	141	66.7%
	第1号と3号との重複	5	3	2	6	11	81.8%
計		83	34	49	69	152	67.8%
						旧計画書策定時耐震化率	65.3%



【 第3号特定既存耐震不適格建築物の分布 】

3-2 耐震診断が義務付けとなる建築物

- ・ 平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、新たに昭和 56 年 5 月 31 日までに新築の工事に着工した、次の（１）から（３）のいずれかの建築物のうち大規模なものが要緊急安全確認大規模建築物と定められ、その所有者が耐震診断の実施とその結果を所管行政庁へ報告することが義務付けとなった。

（１）病院、店舗、旅館など、不特定多数の者が利用する大規模建築物

（２）小学校や老人ホームなど、避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

（３）火薬類や石油類など、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・ また、次の（４）、（５）のいずれかの建築物については、要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条に規定）として指定し、要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を定められた期限までに報告することが義務付けとなった。

（４）防災上重要な施設

（５）緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

- ・ 要安全確認計画記載建築物については、県及び建築物所有者と協議の上、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき耐震診断を行うことを個別に義務付け、同所有者は、耐震改修促進法第 7 条第 1 項第 1 号、7 条第 1 項第 2 号に基づき耐震診断結果を個別に定める期限までに所管行政庁に報告することとし、所管行政庁は、建築物所有者に対して指導・助言等を行う。

3-3 耐震化の目標設定

- ・ 国では、地震による建物倒壊被害を半減させる観点から、耐震化率を平成 32 年までに少なくとも 95%、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消という目標が掲げられている。
- ・ 熊本県では、県促進計画において、平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標としている。

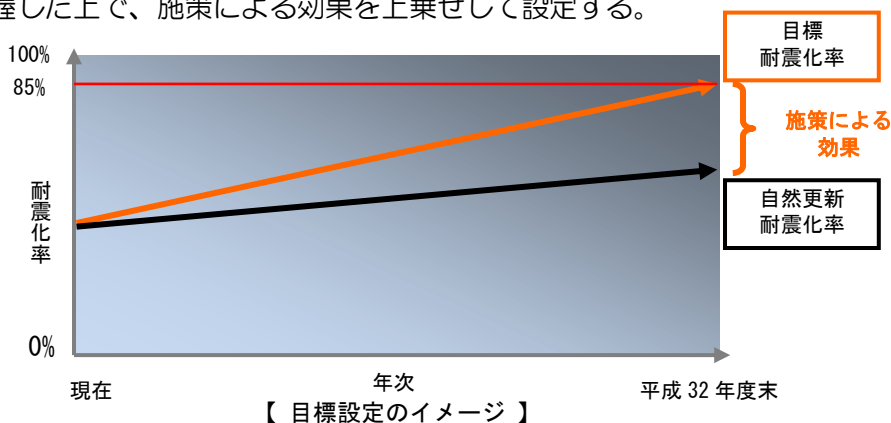
【 国・熊本県の耐震化率の目標 】

区分	上位機関	国					
		平成 15 年 (推計)	平成 20 年 (推計)	平成 25 年 (推計)	平成 27 年 (旧目標)	平成 32 年 (目標①)	平成 37 年 (目標②)
住 宅		約 75%	⇒ 約 79%	⇒ 約 82%	⇒ 90%	⇒ 95%	⇒ 概ね解消
多数の者が 利用する建築物		約 75%	⇒ 約 80%	⇒ 約 85%	⇒ 90%	⇒ 95%	
区分	上位機関	熊本県					
		平成 15 年 (推計)	平成 19 年 (推計)	平成 24 年 (推計)	平成 27 年 (推計)	平成 37 年 (目標)	
住 宅		68%	⇒ 72%	⇒ 76%	⇒ 79%	⇒	⇒ 概ね解消
特定既存耐震 不適格建築物			80%	⇒ 87%	⇒ 90%	⇒	⇒ 概ね解消

- ・ 本市においては、耐震化率の目標年次を、熊本県と同様の平成 37 年度とし、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。
- ・ 平成 37 年度の目標を達成するため、
 - ① 本計画の中間年次である平成 32 年度時点で、対象建築物毎に設定した中間目標を達成する。
 - ② 平成 33 年度時点で本計画の見直しを予定する。

区分	水俣市			
	平成 24 年 (推計)	平成 28 年 (推計)	平成 32 年 (中間目標)	平成 37 年度目標 (最終目標)
住 宅	63.9%	⇒ 65.5%	⇒ 85%	⇒ 概ね解消
第 1 号《民間建築物》	76.4%	⇒ 79.3%	⇒ 90%	⇒ 概ね解消
第 1 号《市有建築物》	85.2%	⇒ 95.2%	⇒ 100%	
第 2 号	82.7%	⇒ 83.0%	⇒ 90%	⇒ 概ね解消
第 3 号	65.3%	⇒ 67.8%	⇒ 85%	⇒ 概ね解消

- ・ 耐震化率は、住宅・建築物の区分毎の現状耐震化率を考慮し、国・県の考え方を踏まえて設定するものとし、本市として耐震化を促進すべき建築物を「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物」に区分して目標値を明らかにする。
- ・ 住宅の目標値設定にあたっては、現存住宅・建築物の除却や新築・建替等の自然更新による将来戸数を把握した上で、施策による効果を上乗せして設定する。

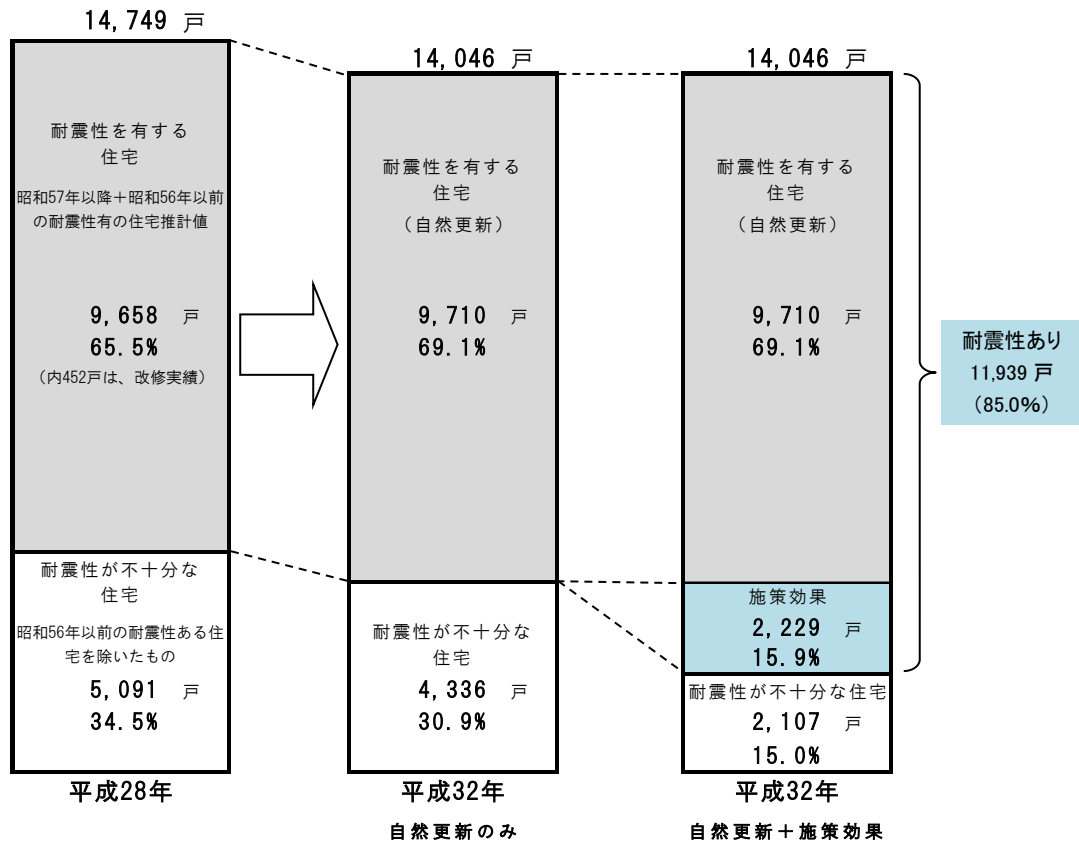


1) 住宅

- ・平成32年度時点の住宅の耐震化率は、住宅の除去・建替え等の自然更新のみを考慮すると、69.1%と推計される。本計画においては、中間目標として自然更新及び耐震改修等による施策による効果をあわせ、耐震化率を85%にすることを目標とする。

【住宅の耐震化目標】

現状の耐震化率 (平成28年度)	自然更新による 耐震化率の予測 (平成32年度)	目標耐震化率 (平成32年度)	目標達成に向けて
65.5% (耐震性不十分: 5,091戸)	69.1% (耐震性不十分: 4,336戸)	85% (耐震性不十分: 2,107戸)	85% (H37: 概ね解消) 達成に向けた耐震化を促進する。



※1: 平成32年の住宅戸数の推計

①将来人口	国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)を元に推計	23,151 人
②人口/世帯数	推移から回帰式(2次多項式)をあてはめ	2.29 人/世帯
③将来世帯数	①÷②	10,132 世帯
④住宅戸数/世帯数	住宅戸数/世帯数の割合が一定と仮定(14,749/10,639)	1.39 戸/世帯
⑤住宅戸数	③×④	14,046 戸

※2: 自然更新で耐震化される住宅数(施策を講じなくても耐震化が進むと想定される住宅数)

①昭和56年以前の耐震化されない戸数割合	残存率を回帰式(直線式)であてはめ	38.2 %
②平成32年における昭和56年以前の住宅数	9,067戸(H28)×耐震化されない戸数割合の推計	7,338 戸
③平成32年の全住宅戸数	※1の⑤	14,046 戸
④昭和56年以前の耐震性有の割合	木造・非木造の加重平均(3,976戸-452戸) / (9,067戸-452戸)	40.9 %
⑤自然更新による耐震化率	(③ - (②×(100%-④))) / ③	69.1 %

※上記式の、表示単位未満は四捨五入のため、計算結果が一致しない箇所あり

2) 特定既存耐震不適格建築物

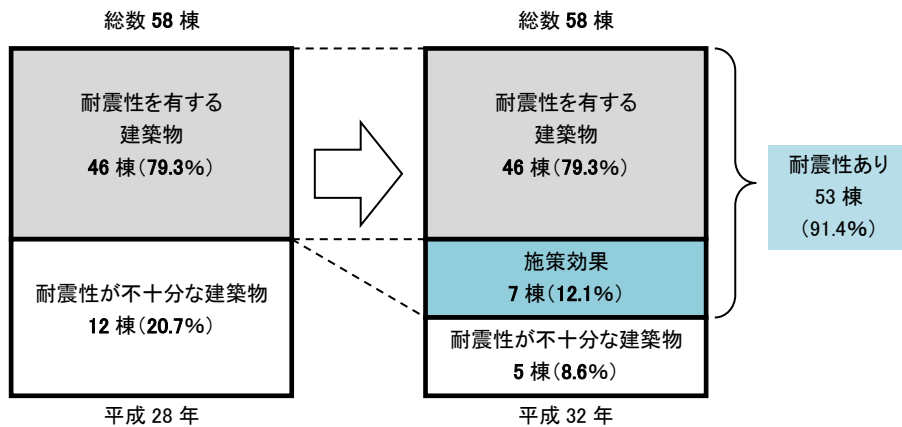
① 第1号特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物）

（民 間）

- ・ 国の基本方針や県促進計画等を踏まえ、本計画においては、中間目標として、自然更新及び耐震改修等による施策による効果をあわせ、平成32年度時点における耐震化率を90%にすることを目標とする。耐震化率90%を達成するためには、合計で7棟（約2棟／年）の耐震化が必要となる。

【 多数の者が利用する建築物の耐震化目標 】

現状の耐震化率 (平成28年度)	目標耐震化率 (平成32年度)	目標達成に向けて
79.3% (耐震性不十分: 12棟)	90% (耐震性不十分: 5棟)	7棟(約2棟／年)の耐震化が必要

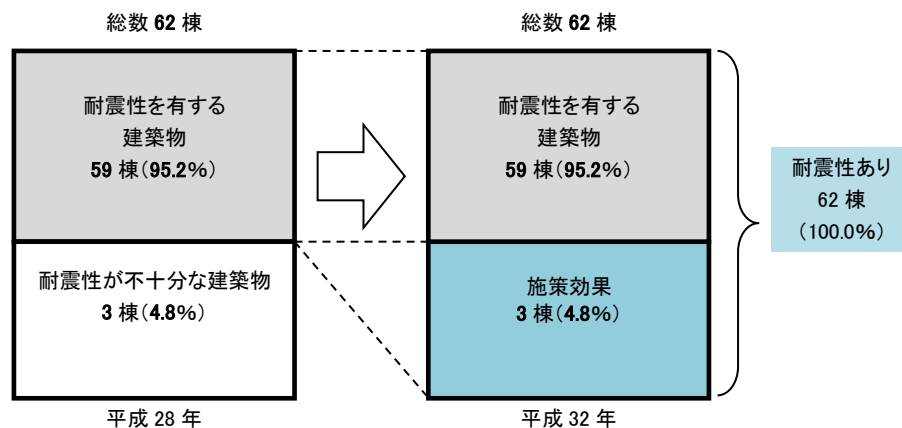


（市 有）

- ・ 国の基本方針や県促進計画等を踏まえ、本計画においては、平成32年度時点における耐震化率を100%にすることを目標とする。耐震化率100%を達成するためには、合計で3棟の耐震化が必要となる。

【 市有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標 】

現状の耐震化率 (平成28年度)	目標耐震化率 (平成32年度)	目標達成に向けて
95.2% (耐震性不十分: 3棟)	100% (耐震性不十分: 0棟)	※耐震性のない旧水俣市役所庁舎は、建替えを検討中 ※旧水俣第三中学校校舎、旧久木野中学校校舎は、 利用方法及び撤去を検討中

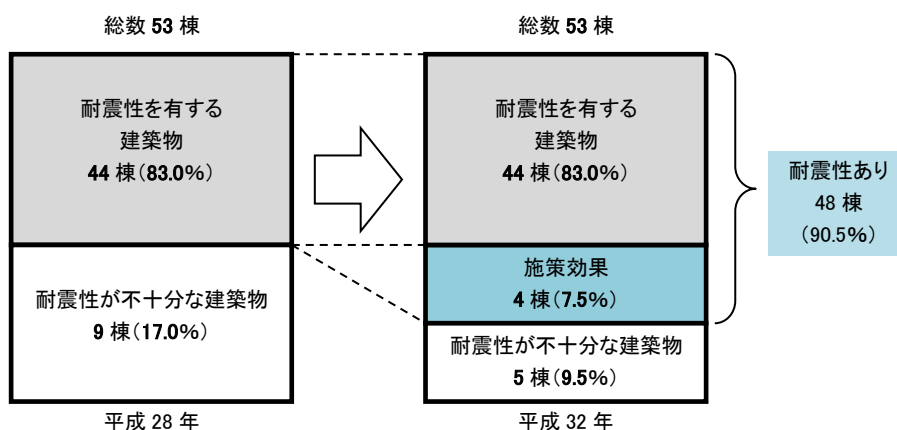


② 第2号既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物）

- 国の基本方針や県促進計画等を踏まえ、本計画においては、中間目標として、自然更新及び耐震改修等による施策による効果をあわせ、平成32年度時点における耐震化率を90%にすることを目標とする。耐震化率90%を達成するためには、合計で4棟（約1棟／年）の耐震化が必要となる。

【 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物の耐震化目標 】

現状の耐震化率 (平成28年度)	目標耐震化率 (平成32年度)	目標達成に向けて
83.0% (耐震性不十分：9棟)	90% (耐震性不十分：5棟)	4棟（約1棟／年）の耐震化が必要

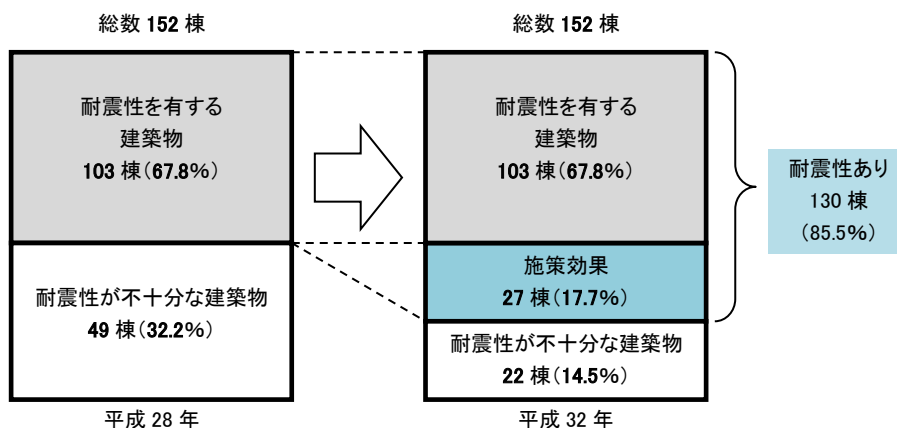


③ 第3号既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路の沿道建築物）

- 国の基本方針や県促進計画等を踏まえ、本計画においては、中間目標として、自然更新及び耐震改修等による施策による効果をあわせ、平成32年度時点における耐震化率を85%にすることを目標とする。耐震化率85%を達成するためには、合計で27棟（約7棟／年）の耐震化が必要となる。

【 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化目標 】

現状の耐震化率 (平成28年度)	目標耐震化率 (平成32年度)	目標達成に向けて
67.8% (耐震性不十分：49棟)	85% (耐震性不十分：22棟)	27棟（約7棟／年）の耐震化が必要



4. 耐震化に関する基本方針

4-1 目標達成に向けた取り組み姿勢

1) 減災の視点の重視

- ・ 国、熊本県等の関係機関の調査結果を参考に、今後、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした上で、仮に大きな地震が発生しても、「被害を出さない」、「被害を軽減する」、「避難・救助を円滑にする」等、その被害を少なくするという視点を重視し、取り組む。

2) 自助[※]・共助[※]・公助[※]に基づく取り組み

- ・ 少子・高齢化や核家族化、都市化の進展により地域コミュニティ[※]が希薄化する中で、市民・地域、事業者、行政が、自助・共助・公助の適切な役割分担に基づき、それぞれが自らできる範囲で災害に強いまちづくりに取り組む一方で、各主体が連携・協働[※]する仕組みづくりが重要である。
- ・ 特に、建築物の耐震化、家具の転倒防止等の予防対策をはじめ、災害発生後の地域における助け合い等、日頃から「自助」、「共助」に基づく市民等の自主的な取り組みが不可欠である。

【建築物所有者の役割】

- 市民等の建築物所有者は、建築物の地震に対する安全性を確保し生命と財産を保全するため、建築物の耐震診断・耐震改修に取り組みます。
- 特定既存耐震不適格建築物所有者は多くの建築物利用者の人命を預かる立場にあることを自覚し、責任を持って建築物の耐震診断・耐震改修の実施に努めます。

【市の役割】

- 市は、国庫補助金の助成制度等を活用して、市有特定既存耐震不適格建築物をはじめ、市が所有者として自ら管理する住宅・建築物の耐震化と結果の公表に取り組みます。
- 市は、建築物所有者の建築物の耐震化への取り組みを支援するため、国、県、建築関連事業者と連携し、情報提供・環境整備等の支援を行います。
- 市は、建築物所有者が行う耐震診断及び耐震改修等の耐震化事業に対し、助成制度や耐震改修促進税制の普及啓発により、費用の軽減を図る支援を行います。
- 市は、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図ります。

【建築関連事業者の役割】

- 建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性等、人命に関わる重要な要素についての社会的責任を再認識し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めます。

4-2 耐震化の基本方針

1) 市有建築物

- ・ 大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物や多数の市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要となること、住宅や多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を引き上げるためにも市有建築物の耐震化を積極的に取り組んできた。
- ・ そのため、市有の第1号特定既存耐震不適格建築物については、耐震化率952%となっている。また、第1号特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物も計画的な耐震化に努める。
- ・ なお、行政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少等の社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施する。

2) 民間建築物等

- ・ 住宅をはじめとして民間建築物の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を住民・建築物所有者が自らの問題として意識し、市民自ら耐震対策に取り組むことが不可欠となる。
- ・ 熊本県では、行政や関係団体（専門家）が連携してサポートすることを基本に、普及・啓発、相談窓口の充実等の支援等を講じ、住宅の耐震化の促進を図っている。また、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっている。
- ・ 本市では同様に、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、普及・啓発、県相談窓口情報の充実等の支援を講じ、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進する。

4-3 優先的に耐震化を促進する建築物と促進するための支援

1) 戸建木造住宅

- ・ 阪神・淡路大震災や平成28年熊本地震では、旧耐震基準で建てられた建築物を中心に多くの木造住宅が倒壊などの被害を受けた。本市においても、計画策定当初から耐震診断や耐震改修に対する補助などの支援を行ってきた。しかしながら、依然、戸建木造住宅の耐震化率は低い状況であるため、引き続き、重点的に耐震化を促進していく。なお今後は、『4-4 重点的に耐震化を促進する地域』及び『4-5 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）』を踏まえながら、より効果的な取り組みや施策について検討する。

2) 戸建木造住宅耐震化促進の基本的な支援

- ・ 住宅の耐震化に関する施策として、市民にとって、もっとも身近な住宅の耐震化は、市民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献する。現在の本市における住宅耐震化の状況は、耐震性の不十分な住宅が5,091戸（全体のおよそ35%）と推計される。住宅の耐震化を進めるにあたっては、建築物所有者自らが、住宅の耐震性について意識・理解を持つことが重要であることから、適切な情報提供及び普及・啓発を行う。
- ・ また、所有者自らが耐震化について積極的に行動できるように、引き続き耐震改修等に対する補助などの支援を行うとともに、対応が可能な人材の配置・育成を図る。人材の育成にあたっては、関係団体との連携を図る。

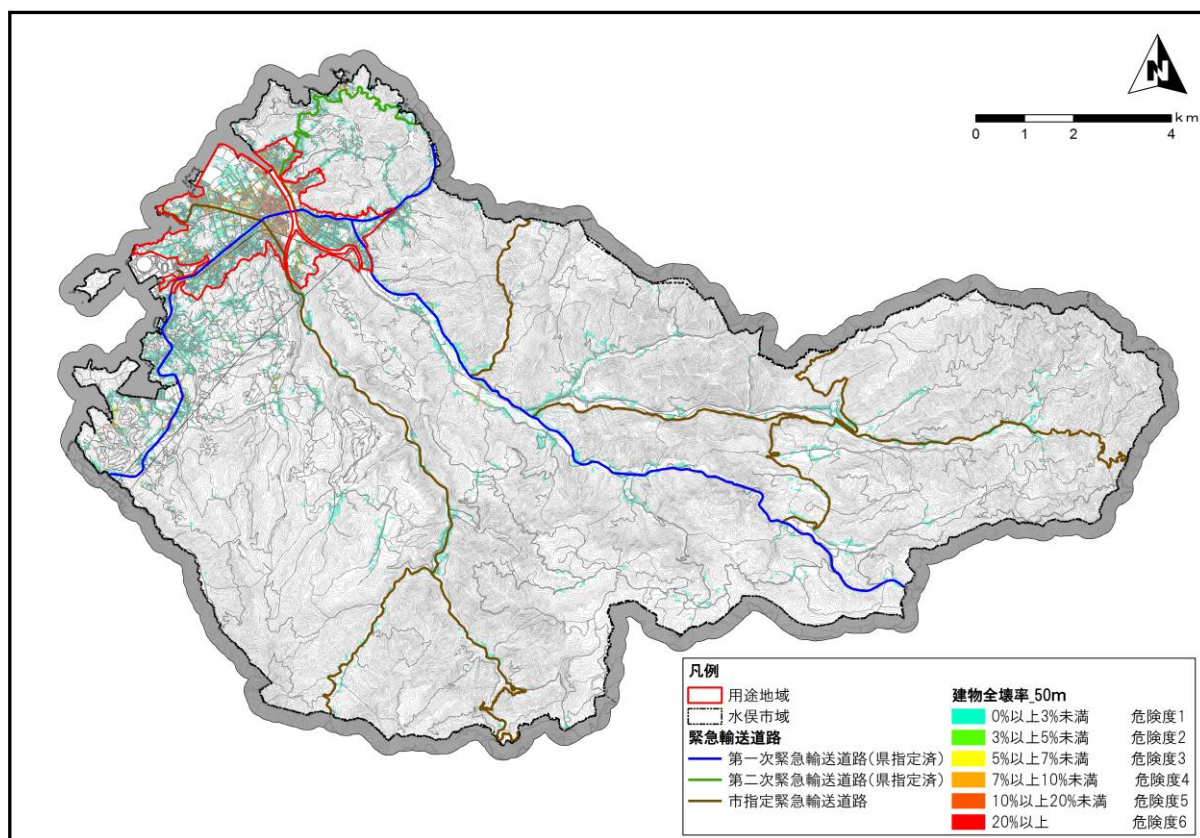
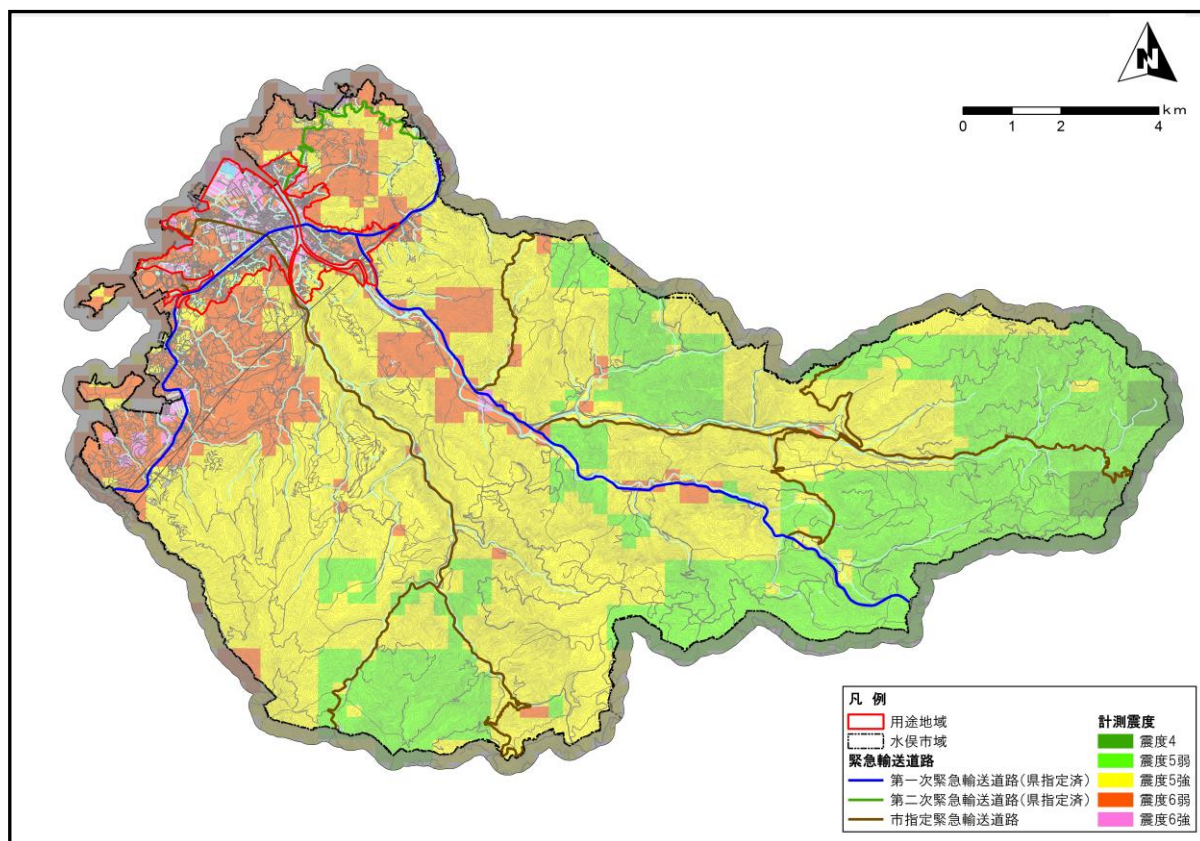
4-4 重点的に耐震化を促進する地域

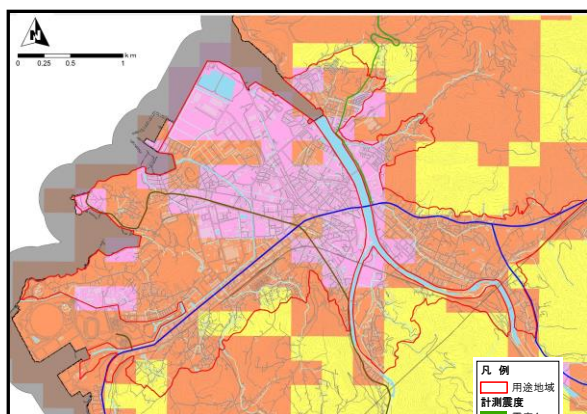
- ・ 重点的に耐震化を促進する地域については、想定震度分布図において想定される計測震度や倒壊危険度分布図における全壊棟数率の高い地域を考慮して指定する。
- ・ 気象庁では、計測震度と建築物の被害との関係を下表のとおり示しており、計測震度が5弱になると耐震性の低い建築物に破損がみられ、震度6弱になると耐震性の低い木造建築物は倒壊するものがあるとしている。

【 気象庁震度階級関連解説表 】

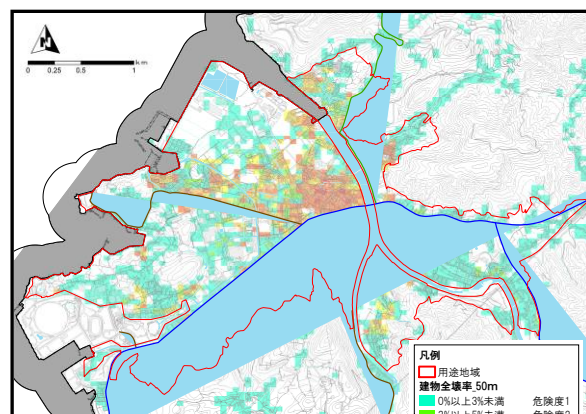
計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	電線が少し揺れる。				
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。					
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	

- 本市においては布田川・日奈久断層帯、出水断層帯に起因する地震が発生した場合、震度 6 強のゆれが用途地域の半分を越え、建物全壊率 10%以上のエリアも大部分が用途地域内に存在することから、用途地域内を「重点的に耐震化すべき地域」として指定し、建替え促進に向けた補助等の支援策との組み合わせを検討しながら重点的に耐震化を促進する。

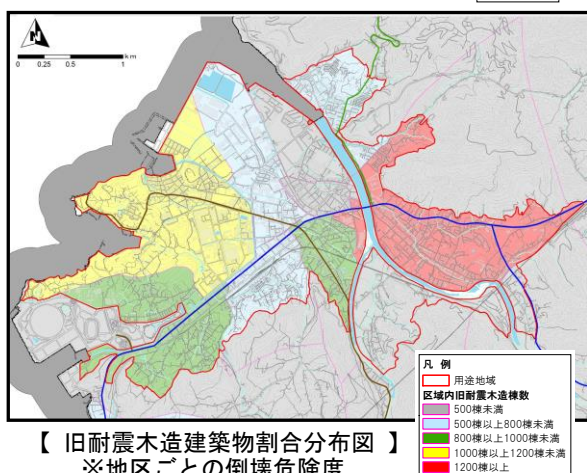




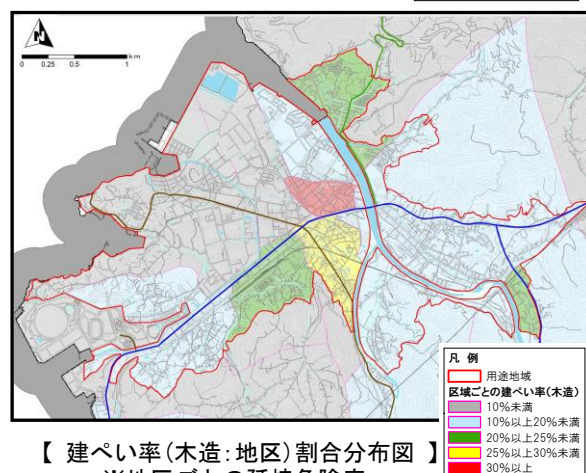
【 想定震度分布図：用途地域 】



【 倒壊危険度分布図：用途地域 】



【 旧耐震木造建築物割合分布図 】
※地区ごとの倒壊危険度



【 建ぺい率(木造：地区)割合分布図 】
※地区ごとの延焼危険度

・ 用途地域内においては、特に

- ① 旧耐震の木造建築物数 ⇒古い建築物が多い地区
- ② 建ぺい率（木造：地区）〈木造建築物の延べ床面積/地区面積〉

⇒建物密集度が高く延焼による被害拡大の可能性が高い地区
を考慮し、耐震化を促進する。

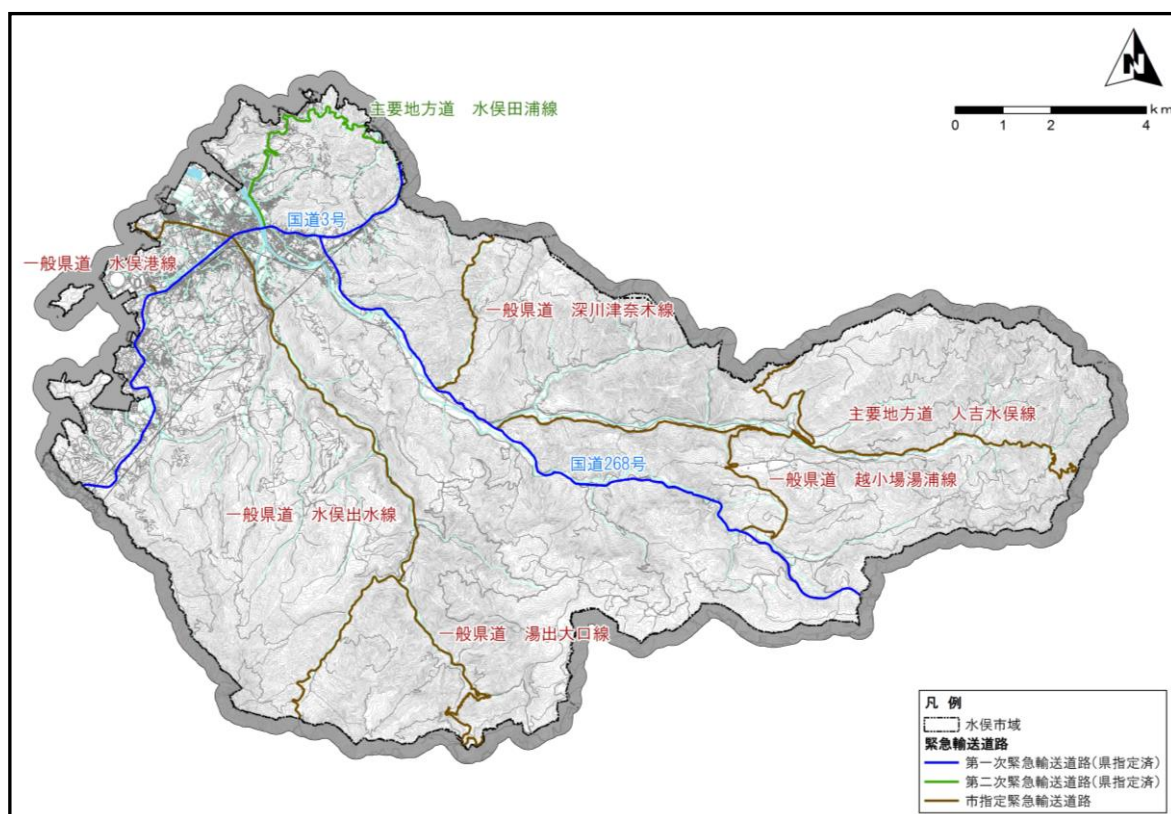
4-5 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）

- ・ 地震時に緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊し、道路を閉塞させた場合、緊急輸送道路の通行機能を失わせ、広範囲に大きな影響を及ぼすことになり、代替ルートの確保が必要となる。
- ・ よって、本市においては、大規模な地震発生時に備え、多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救援物資の輸送の確保等の観点から、以下に掲げる第1次緊急輸送道路（県指定）及び第2次緊急輸送道路（県指定）とともに市で指定した緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路とする。
- ・ 広域的な輸送道路となる第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路を最優先し、それを補完する主要地方道、一般県道の順に、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化を促進する。

【 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路） 】

区分	位置づけ	対象路線	区間延長
第1次緊急輸送道路 （県指定）	地域相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線（災害対策本部や地方生活圏の中心都市等を接続する）	国道 3 号	12,202m
		国道 268 号	15,506m
第2次緊急輸送道路 （県指定）	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	主要地方道 水俣田浦線	7,306m
市指定緊急輸送道路	県指定緊急輸送道路を補完する防災施設等を結ぶ道路	主要地方道 人吉水俣線	15,212m
		一般県道 水俣出水線	13,998m
		一般県道 湯出大口線	7,345m
		一般県道 越小場湯浦線	10,086m
		一般県道 深川津奈木線	4,346m
		一般県道 水俣港線	247m

（注）区間延長：GISデータによる図上計測値。



【 緊急輸送道路網図 】

5. 耐震改修のための総合的な取り組み

【施策の体系】

施策の基本方向	施策の柱
5-1 住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発	1) 地震ハザードマップ等による意識啓発
	2) 地域との連携による耐震化の促進
	3) リフォームと合わせた耐震化の誘導
	4) 空き家対策と耐震化率
5-2 住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備	1) 相談体制・診断体制の充実
	2) 関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進
	3) 耐震改修に係る人材の育成・確保
5-3 市有建築物の耐震化の推進	1) 防災拠点施設の耐震化の推進
	2) 市有財産の効率的な耐震化
5-4 耐震診断及び改修促進のための支援	1) 助成・税制等の優遇措置の活用
	2) 熊本県住宅耐震化支援事業の活用
5-5 地震時の総合的な安全対策	1) 天井等の非構造部材に関する安全対策
	2) 津波災害対策の強化
	3) 密集市街地等における安全対策
	4) ブロック塀倒壊等の防止対策
	5) 窓ガラス破損・落下等に関する安全対策
	6) 内外壁の安全対策
	7) その他の建築設備等の安全対策
	8) エレベーター閉じ込めに関する安全対策
	9) エスカレーターに関する安全対策
	10) 横断的な取り組みによる安全対策
	11) その他（応急危険度判定体制の充実）

5-1 住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発

耐震化の促進を図るためには、まず、地震災害に対する危険性を認識し、地震防災対策が自らの問題として捉え、耐震診断を行い、自らの住宅・建築物の耐震性の現状を的確に把握する必要がある。特に、木造住宅の耐震化への取り組みに向けて、住宅の耐震性に関する意識啓発や相談体制の充実、耐震改修にふれる機会の拡大を促し、耐震化を促進する。

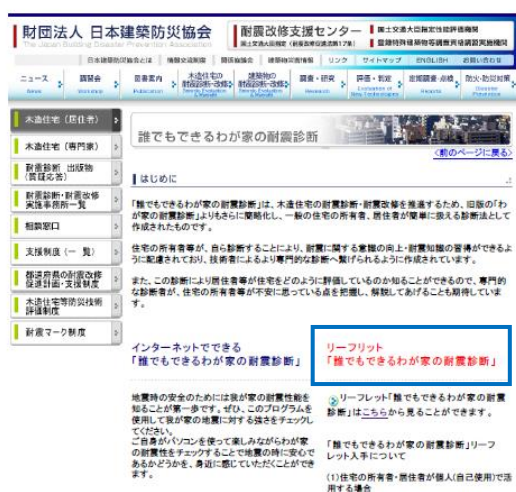
1) 地震ハザードマップ*等による意識啓発

《地震ハザードマップの作成》

- ・ ゆれやすさマップ、倒壊危険度マップの活用方法、震災時に備えた防災知識、耐震改修の促進に関する事項等を盛り込んだ地震ハザードマップを作成し、市民周知を図る。

《広報誌・パンフレット・インターネット等による広報活動の充実》

- ・ 「水俣市建築物耐震改修促進計画」の概要をわかりやすく解説したパンフレット等を作成し、市役所・公民館等の主要公共施設への配布・掲示を行い、耐震化に対する意識啓発を高める。
- ・ 無料で配布されている簡易耐震診断パンフレット「わが家の耐震診断」の活用や、インターネット上の(財)日本建築防災協会ホームページにおける「誰でもできるわが家の耐震診断」を広く市民に普及する。
- ・ 都市計画課内の相談窓口において、耐震診断・耐震改修に対する相談に応じるとともに、市報やホームページ、地域での回覧板等を活用し、その周知を図る。



【誰でもできるわが家の耐震診断】

資料：(財)日本建築防災協会ホームページより

《耐震化の重点地区に対する耐震診断への啓発》

- ・ 木造住宅の耐震化を進めるために、昭和56年以前の住宅で、耐震診断を受診していない住宅所有者に対し、さらに普及・啓発を進める必要がある。「重点的に耐震化すべき地域」となる用途地域内や「緊急輸送道路沿道の地域」等を中心に、自治会や自主防災組織と連携して、耐震診断の必要性について啓発を図る。

《講習会や相談会等の開催》

- ・ 熊本県では、耐震診断・耐震改修について、応募のあった団体（概ね 10 名以上）に対して出前研修会を実施している。地震災害への対処方法を学ぶ機会を高めるため、自治会や事業者等の要望に応じて、熊本県建築課と連携した出前研修会の開催を図る。
- ・ 「リサイクルまつり」等の市内で開催されるイベント会場に出張相談コーナーを設置する等、市民が気軽に耐震診断・耐震改修にふれることのできる機会の拡大を図る。

2) 地域との連携による耐震化の促進

《自主防災組織の活動強化》

- ・ 本市では、平成 15 年 7 月 20 日に発生した水俣土石流災害の教訓から、市内全域に自主防災組織が設立され、消火器を使った初期消火訓練、情報伝達訓練、避難訓練等が実施されている。自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織リーダー研修会の開催等により、組織の育成、支援を図りながら、併せて、地震対策では日頃からの住宅の耐震化や家具の倒壊防止等対策が必要という意識づけを行い、自主防災組織や地域と連携して耐震化の普及、啓発に取り組んでいく。

3) リフォーム※と合わせた耐震化の誘導

《耐震改修とあわせた一体的な住宅リフォームの促進》

- ・ 耐震改修と一体的なリフォームを促進するため、住宅のバリアフリー※化、住宅のエコ※化等とあわせて耐震改修を行いやすくするための助言に努めるとともに、リフォーム、耐震改修に関する相談サービス窓口の一元化を進める。

《建築士会等との連携》

- ・ 建築士会等との連携により、耐震リフォームの促進を図るため、建築士等との交流、勉強会等を進める。

4) 空き家対策と耐震化率

《空き家の除却等による耐震化率の向上》

- ・ 空き家対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、本市では、平成 28 年 4 月 1 日から「水俣市空き家等の適切な管理に関する条例」を施行し、空き家等の所有者等に適切な管理を求め、倒壊等の事故、犯罪、火災などを未然に防止し、安心・安全なまちづくりを進めている。
- ・ 空き家対策と連携し、「重点的に耐震化すべき地域」及び「緊急輸送道路沿道の地域」の空き家所有者に対して、耐震対策の重要性について啓発を行い、倒壊のおそれのある空き家については、早期除却に向けた助言・指導等を行うことで、本市における耐震化率の向上へとつなげる。

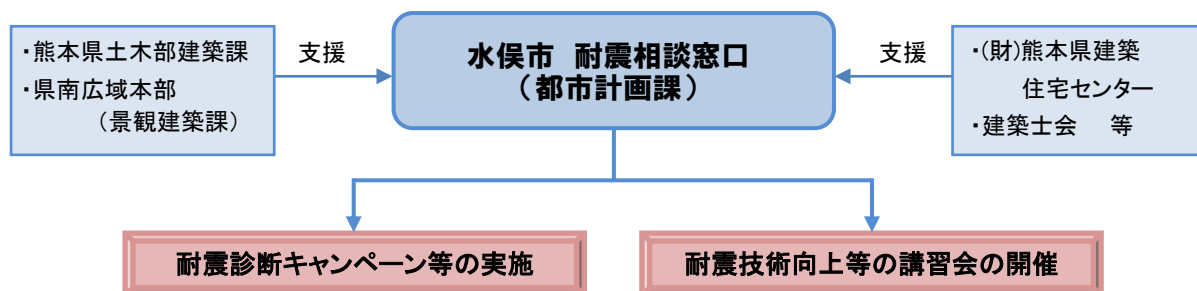
5-2 住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備

耐震診断の早期実施を促すため、庁内における相談窓口の確立とともに、県・熊本県建築住宅センター等の関連団体との連携、診断改修に関わる人材の育成・確保により、耐震化促進に向けた環境整備を進める。

1) 相談体制・診断体制の充実

《庁内相談体制の整備》

- 耐震化の目標達成に向けては、相当数の耐震診断を早期に実施する必要があるため、耐震改修に向けた適切な助言とともに、関係団体との連携により耐震診断キャンペーン、講習会等への参加を促進する相談窓口サービスの充実を図る。



《専門家による診断体制の充実》

- 耐震診断、耐震改修についてのより詳細な耐震診断を行うためには、専門家への依頼が必要であり、このための情報窓口として、熊本県土木部建築課サイトに掲載の「熊本県建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報（県民のみなさま向け）」等を活用した紹介の充実を図る。

2) 関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進

- 熊本県、耐震改修支援センター、(財)熊本県建築住宅センターと連携して、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修に関する技術等（簡易な方法やコストダウン※ができる方法等）について普及・啓発を図る。

3) 耐震改修に関わる人材の育成・確保

- 耐震改修に関わる知識を持つ人材確保を図るため、建築士等の専門家・事業者に対して、平成17年度から定期的に行われている県主催の「木造住宅耐震改修講習会」等の講習会への参加促進や、セミナー開催等を図る。

5-3 市有建築物の耐震化の推進

本市が所有する建築物で、耐震化が確保されていない施設については、優先順位を明確にし、耐震改修促進計画に基づき、効率的かつ効果的な耐震改修を進め、耐震化の状況等を公表していく。

1) 防災拠点施設の耐震化の推進

- ・ 地震発生時に公共施設（市有建築物）が被災すると、災害応急活動及び市民生活に大きく影響し、更に避難、救護、復旧活動に支障をきたすことになる。本市では、市有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化について優先的に取り組み、現在使用していない学校（旧水俣第三中学校校舎、旧久木野中学校校舎）、及び現在建替え検討中の旧水俣市役所庁舎以外は、耐震性を有する建築物とし、耐震化率 95.2%となっている。

2) 市有財産の効率的な耐震化

- ・ 今後は市有特定既存耐震不適格建築物以外の公共施設（市有建築物）についても計画的に耐震化を図る。なお、「水俣市地域防災計画」や「水俣市公共施設等総合管理計画」等と整合を図り、施設の統廃合や集約・複合化などの個別の状況も考慮しながら耐震改修（耐震補強）や建替を含め、効率的かつ効果的な方法の選択を行う。

5-4 耐震診断及び改修促進のための支援

民間施設の耐震化を促進するため、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の実施に対する助成・税制等の優遇措置の活用により、効果的な耐震化を促進する。

1) 助成・税制等の優遇措置の活用

- 耐震改修を促進するため、建築物の所有者等に対して、住宅金融支援機構等の低利融資制度や耐震改修に関する税制の優遇措置、住宅性能表示制度※や地震保険※等、費用負担の軽減につながる情報の提供を図る。

【 耐震改修に対する融資・税制等 】

	事業名	対象	補助率 等
融資制度	住宅金融支援機構	個人向け	融資限度額：1000 万円（住宅部分の工事費の 80%が上限） 金利：償還期間 10 年以内 0.59%、11 年以上 20 年以内 0.90%（平成 29 年 4 月 3 日現在）
		マンション 管理組合向け	融資限度額：500 万円/戸（共用部分の工事費の 80%が上限） 金利：償還期間 10 年以内 0.30%（平成 29 年 4 月 3 日現在）
税制	耐震改修促進税制	住宅	所得税： 平成 33 年 12 月 31 日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当額（上限 25 万円）を所得税から控除 固定資産税： 平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産 税額（120 ㎡相当部分まで）を 1 年間 1 / 2 に減額 （ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修 は 2 年間 1 / 2 に減額）
		建築物	法人税、所得税： 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却 固定資産税： 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて 改修工事を行った場合、固定資産税額を 2 年間 1 / 2 に減額（改 修工事費の 2. 5%が限度）
税制	住宅ローン減税		所得税： 耐震改修工事を行い、平成 33 年 12 月 31 日までに自己居住の用に 供した場合、10 年間、ローン残高の 1 %を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

平成 29 年 6 月時点。

資料：住宅金融支援機構ホームページ、国土交通省ホームページ（住宅・建築物の耐震化に関する支援制度）

【 住宅性能表示制度 】

概 要	・ 対象：住宅 ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書を取得すると、耐震性能の等級に応じ地震保険料率の割引が受けられる。
-----	--

平成 29 年 6 月時点。

資料：国土交通省ホームページ（住宅の品質確保の促進等に関する法律）

【 地震保険 】

概 要	・ 対象：住宅及び家財 ・ 建築年または耐震性能に応じ地震保険料率の割引が受けられる（重複不可）。 ・ 建築年割引：割引率 10% ・ 耐震等級割引：耐震等級 3：割引率 50%、耐震等級 2：割引率 30%、耐震等級 1：割引率 10%（※2014 年 7 月 1 日以降始期契約） ・ 免震建築物割引：割引率 50%（※2014 年 7 月 1 日以降始期契約） ・ 耐震診断割引：10% ・ 地震保険料控除制度：平成 19 年 1 月より、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設された。 ・ 所得税（国税）：最高 5 万円、住民税（地方税）：最高 2 万 5 千円を総所得金額等から控除可能。
-----	--

平成 29 年 6 月時点。

資料：財務省ホームページ（地震保険制度の概要）

【 参考－耐震診断費用の目安 】

種類	構造	費用の目安
耐震診断	木造	（木造住宅：在来軸組構法 延床面積 120 ㎡前後 1 棟当たり） ・ 20 万円～50 万円/棟（但し、建築当時の設計図がある場合） ※建築当時の設計図の有無や建物の形状または築年数により異なる。
	鉄筋コンクリート造	・ 概ね 1,000 円～2,500 円／㎡（現地調査費用含む、但し構造図等がある場合） （延べ床面積が約 1,000 ㎡以上の場合）
耐震改修工事	木造	・ 100～150 万円で行われていることが最も多く、全体の半数以上の工事が約 187 万円以下で行われている。
		82件 43件 61件 53件 40件 21件 19件 8件 5件 6件 100未満 100～150未満 150～200未満 200～250未満 250～300未満 300～350未満 350～400未満 400～450未満 450～500未満 500以上 CHECK 100～150万円未満の工事が最も多い。 出典：木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務（（財）日本建築防災協会） 耐震改修工事費(万円)

平成 29 年 6 月時点。

資料：耐震診断／一般財団法人日本耐震診断協会 ホームページ
 耐震改修工事／「木造住宅の耐震改修の費用」パンフレット 財団法人日本建築防災協会 編

2) 熊本県住宅耐震化支援事業の活用

- ・ 熊本県において耐震改修を促進するため、耐震診断の支援を実施している。市民に情報の提供を図るとともに、支援事業を活用し、本市の耐震化を促進する。

【 熊本県住宅耐震化支援事業の概要 】

事業名	熊本県住宅耐震化支援事業
対象住宅	・ 戸建木造住宅で、昭和56年5月末までに工事着手したもの 又は平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの <u>※その他の要件有り</u>
補助額	・ 本人負担 図面がある場合： 5, 500円 (※派遣に要する費用6万円のうち5万4,500円を県が負担します。) 図面がない場合：19, 000円 (※派遣に要する費用8万7千円のうち6万8,000円を県が負担します。)

平成29年6月時点。

資料：熊本県ホームページ、一般財団法人熊本県建築住宅センターホームページ

3) 水俣市民間建築物耐震化促進事業

- ・ 水俣市では、民間建築物の耐震化を促進し、地震発生時における建築物の被害の軽減を図り、市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりに取り組むため、耐震診断並びに耐震改修工事を行う建築物の所有者に対して、その費用の一部の補助を行っている。

【 水俣市戸建木造住宅耐震化促進事業の概要 】

事業名	水俣市戸建木造住宅耐震化促進事業
対象住宅	・ 戸建木造住宅で、昭和56年5月末までに工事着手したもの 又は平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの <u>※その他の要件有り</u>
耐震補強設計	・ 耐震補強設計に要した経費の3分の2以内の額（※上限額有り）
耐震改修工事等	①耐震改修工事 耐震改修工事に要した経費の2分の1以内の額 ②建替え工事 建替え工事に要した経費の23%以内の額 ③シェルター工事 シェルター工事に要した経費の2分の1以内の額 (※それぞれ上限額有り)

平成29年6月時点。

【 水俣市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の概要 】

事業名	水俣市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
対象建築物	・ 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの ・ 耐震改修促進法第14条各号に掲げるもの ・ 昭和56年5月末までに工事着手したもの <u>※その他の要件有り</u>
耐震診断	・ 耐震診断に要した経費の3分の2以内の額（※上限額有り）
耐震補強設計	・ 耐震補強設計に要した経費の3分の2以内の額（※上限額有り）

平成29年6月時点。

5-5 地震時の総合的な安全対策

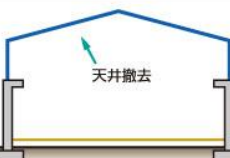
平成 23 年 3 月の東日本大震災での空港等の公共的な施設における天井落下の被害を踏まえて、改めて天井落下防止対策等の必要性が指摘され、さらに津波対策として津波避難ビルの確保が重要視されている。本市では、被害の発生するおそれのある建築物の状況把握や、所有者に対して必要な対策が講じられるように啓発・指導を進める。

1) 天井等の非構造部材^{*}に関する安全対策

《天井の落下防止》

- 大規模空間を持つ建築物では、天井等の非構造部材が落下・崩壊する等の被害発生が想定されるため、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

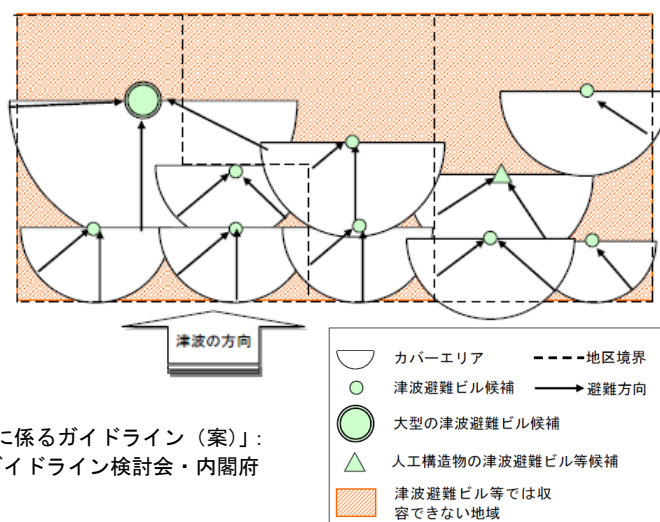
【 天井落下防止策の例 】

	部分改修	撤去による改修	全面改修
概要	 プレースの補強 接合部の補強	 天井撤去	 天井の全面改修
改修内容	●耐震補強の必要な部材及び接合部のみ改修を行う。 ●耐震部レースの補強 ●中間振れ止めの設置 ●部材接合部強度補強 ●野縁のすべり止め対策	●既存天井を全て解体・撤去し、地震時に落下する部材をなくすことにより、耐震安全性を確保する簡易的な改修方法。	●既存天井を解体し、補強目標性能に適合した大空間天井を、耐震設計しなおし新設する。

2) 津波災害対策の強化

《津波避難ビル等の確保》

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、国では「津波避難ビル等に係るガイドライン^{*}」の改訂を予定している。ガイドラインにあわせ、津波による浸水が予想されている地域に対し、自治会や事業者等と連携して、避難場所の津波から緊急的に身を守るために一時的に避難する建築物として、津波避難ビルの確保を図る。

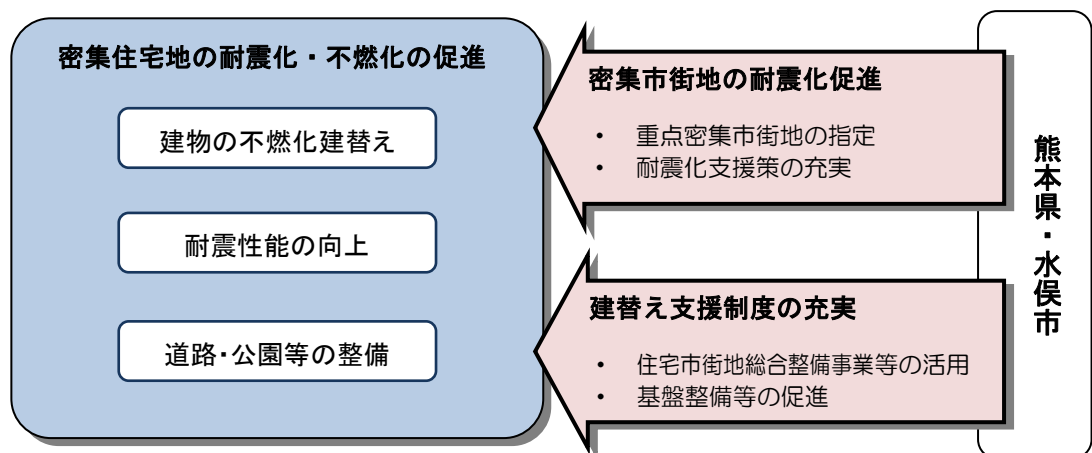


資料：「津波避難ビル等に係るガイドライン（案）」：
津波避難ビル等に係るガイドライン検討会・内閣府

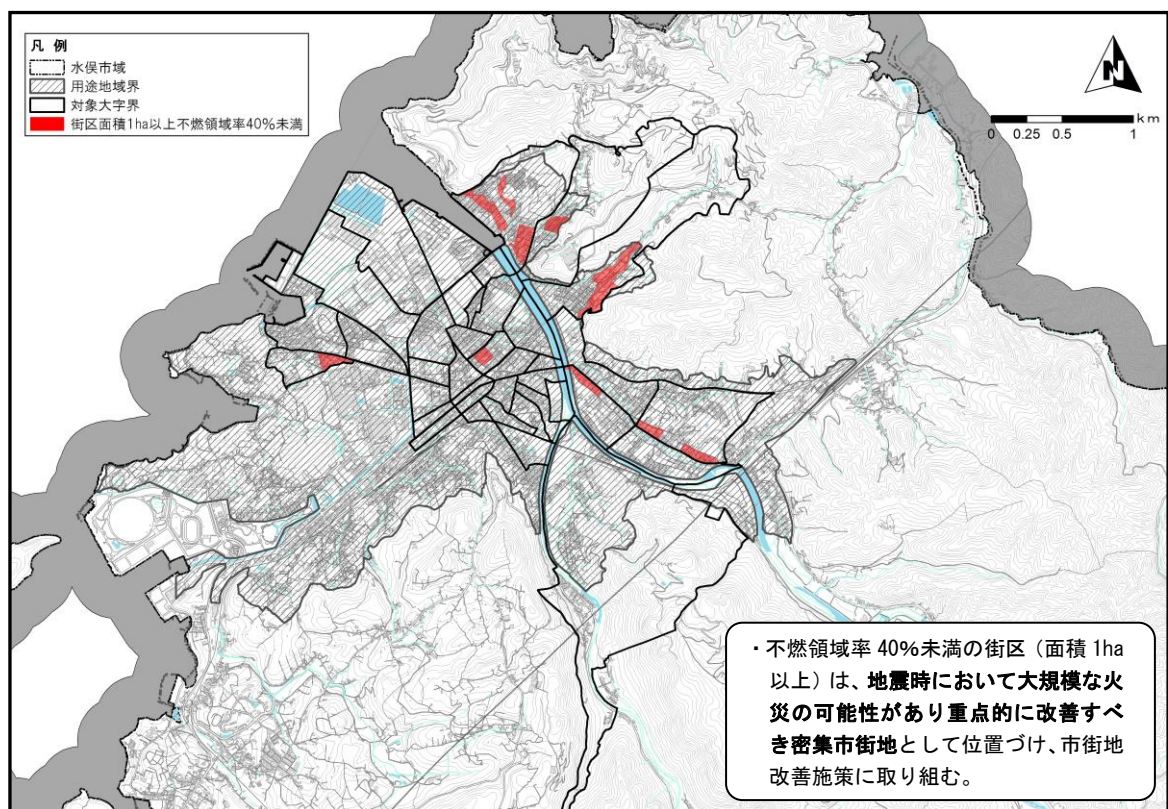
【 津波避難ビル等候補の選定イメージ 】

3) 密集市街地※等における安全対策

- ・ 住宅の耐震化については水俣市全域を対象とするが、「4-4 重点的に耐震化を促進する地域」の中でも、重点密集市街地は、地震時等において大規模な火災の可能性があることから、防災まちづくり施策の一環として重点的に耐震化・不燃化を推進する。あわせて、主要な道路のうち、沿道にある建築物の耐震化が重要な道路の指定も検討する。
- ・ 密集住宅地の整備手法である住宅市街地総合整備事業※（密集型）等では建替えや区画道路等の整備に対する補助メニューが用意されており、国でも密集市街地の安全性向上を喫緊の課題としているため、このような手法を組み合わせた耐震改修の促進を検討する。



【 密集市街地の耐震化・不燃化の手法 】



【 密集市街地として想定されるエリア 】

4) ブロック塀倒壊等の防止対策

- ・ 建築基準法*施行令では、建築物に付属するブロック塀について、構造安全上の面から基準が定められているが、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊による死者が発生したこともある。ブロック塀倒壊の危険性や基準等について、ホームページへの掲載やパンフレット配布等により市民周知を図るとともに、正しい施工技術・補強方法の普及に向けて、必要に応じた指導に努める。
- ・ 市内には、狭い道路に面したブロック塀・石塀も多く、地震時の倒壊による被害が心配される区域が多い。特に避難路や小学校の指定通学路沿いにも危険なブロック塀等が存在している可能性があるため、この早急な調査とともに、危険性の高いブロック塀の補強、生垣等への転換を促進する。
- ・ 国のブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金 基幹事業））の対象となる道路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路とする。

5) 窓ガラス破損・落下等に関する安全対策

- ・ 窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について、パンフレット等による市民周知を図るとともに、その安全な設置方法の紹介や構造・施工状態の早期点検を促す。ガラス止めとして使用されるシーリング等、材質の改善や屋外看板等の設置補強等に関する情報について提供を行う。
- ・ 市では地震時における内外装脱落等による被害を未然に防止するために、建築物の所有者または管理者に対して、適切な安全点検を促すなど、劣化や損傷が発見された場合には早期に対策を講じるよう指導を行う。

6) 内外壁の安全対策

- ・ 階高の高い空間等における内装材の脱落は、大規模空間の天井脱落と同様の被害となることが想定される。また、外装材については、外壁パネルやタイルの落下によって通行人へ危害を加える可能性があるとともに、道路を閉塞させることで緊急輸送活動等に支障をきたすおそれがある。
- ・ 地震時における内外装脱落等による被害を未然に防止するために、建築物の所有者または管理者に対して、安全対策を講じるよう啓発に努める。

7) その他の建築設備等の安全対策

- ・ 建築基準法第2条第3号に定義づけられる建築設備のうち、電気、ガス、暖房、消火、排煙に係る設備については、漏電や火災等の地震発生後の二次災害等に繋がる可能性があるとともに、消火や救助、避難等の円滑な活動に支障をきたすおそれがあることから、十分な安全対策が必要である。
- ・ 建築設備については、関係する法令や告示等を踏まえ、電気、ガス等の関連する事業者や設備機器メーカーとの連携を図りながら、安全対策の重要性について周知するとともに、点検や改善の手法等に関する知識の普及を図り、保安上危険なものについては、対策を講じるよう啓発を行う。

8) エレベーター閉じ込めに関する安全対策

- ・平成 17 年 7 月の千葉県北西部を震源とする地震では、首都圏にあるエレベーター約 6 万 4,000 台が停止し、うち 78 台で閉じ込め事故が発生したことを受け、国では、エレベーターの耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の確実な作動、早期救出・復旧体制の整備、適切な情報提供・情報共有の四つの観点から、具体的な対策を提言している（社会資本整備審議会建築分科会の建築物等事故・災害対策部会）。

《エレベーター閉じ込め防止対策装置の設置促進》

- ・建築基準法第 12 条の規定に基づく定期検査や定期報告の機会を捉え、エレベーターを備える建築物の所有者等に対し、国や県と連携して啓発活動を行う。

《平時からの正しい対処方法の周知》

- ・パンフレット等により、建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行う。

【エレベーターの閉じ込め対策に関する提言】

（社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会）

●エレベーターの耐震安全性の確保

- ・運転休止させる必要性・閉じ込めを生じる可能性を根本的に低減するため、震度 5 程度までは地震発生後も機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようにエレベーターの耐震安全度を確保

●「地震時管制運転装置」の確実な作動

- ・初期微動の段階で作動して安全に着床・停止し、ドアを開放する「P 波感知型地震時管制運転装置」の設置やドア開放検知による安全装置の改良の検討等を推進

●早期救出・復旧体制の整備等

- ・閉じ込めからの早期救出・運転休止からの早期復旧について、通信の多様化による早期覚知、保守会社間の連携等体制の整備を推進

●適時適切な情報提供・情報共有

- ・地震時におけるかご内や乗り場での適切な情報提供はもとより、平常時においても地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供を実施し、建築物管理者や利用者の安全・安心を確保

9) エスカレーターに関する安全対策

- ・東日本大震災では、商業施設 3 箇所において計 4 台のエスカレーターの落下事故が発生した。また、平成 28 年熊本地震においてもエスカレーター接続部の被害が報告されている。エスカレーターは、不特定多数の利用が想定される建築物等に設置されることが多く、落下防止等に係る安全対策は喫緊の課題となっている。



【エスカレーター落下】
（写真：国土交通省）

- ・新設エスカレーターへは、「エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案」に従い、落下防止のための十分な「かかり代」の確保、ワイヤーロープ等による落下防止措置の 2 点について適合を義務化されたため、既設のエスカレーターについても定期検査報告制度等の活用により建築物所有者等への当該基準の周知に努める。

10) 横断的な取り組みによる安全対策

《関係部局との連携による自然災害に配慮した防災計画の推進》

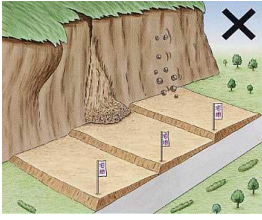
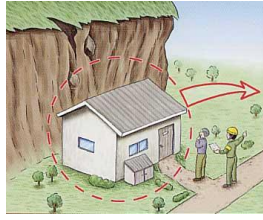
- ・ 大規模地震におけるがけ崩れ等の発生により、既存住宅・建築物の著しい被害や、緊急輸送道路の閉塞等、社会的に重大な被害が発生するおそれがあるため、砂防関係事業の採択基準に適合し、かつ既存の砂防関係事業の計画と整合しているものについては、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業*等を用いて、土砂災害に対する安全性を向上させる。
- ・ 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するための法律であり、本市では土砂災害警戒区域が630箇所（うち特別警戒区域601箇所）指定されている。
- ・ 震災時に崩落の危険性が心配される擁壁については、擁壁の安全性や耐震性の向上に関する普及・啓発を行い、耐震診断や改修の促進に努める。また、地震や風水害によって土砂災害が発生するおそれのあるがけ地等について、がけ地の点検やパンフレットの配布等を行い、近隣居住者に注意を促す。

【 水俣市の土砂災害警戒区域等の指定状況 】

	土石流		急傾斜		地すべり		計	
	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
水俣市	128	106	501	495	1	0	630	601

資料：熊本県砂防課（平成29年4月25日指定済）

【 土砂災害防止法に基づく対策（熊本県HPより） 】

土砂災害警戒区域			
うち土砂災害特別警戒区域			
警戒避難体制の整備	特定の開発行為に対する許可制	建築物の構造規制	建築物の移転
土砂災害から国民の生命、身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られる。	住宅地分譲や社会福祉施設等の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可される。	居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされる。	著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。
			

11) その他

《応急危険度判定※体制の充実》

- ・ 応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命に係わる二次災害※を防止することを目的としている。
- ・ その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者等に対しても、その建築物の危険性について情報提供するものとしている。
- ・ 平成7年の阪神・淡路大震災以降、各地の地震発生時において活動が実施されており、熊本県では、講習会等を開催し、建築士等を中心に「応急危険度判定士※」の登録を行い、災害時に備えている。
- ・ 水俣市において、想定震度分布図等で想定される「日奈久断層帯」、「出水断層帯」等の大規模地震が発生した場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題等から、行政職員だけの対応が困難となることが予想される。
- ・ このため、建築士会等の協力を得ながら、県が実施する応急危険度判定に関する講習の受講を促し、応急危険度判定士の人員確保を行い、地震時の二次災害防止に向けた体制づくりを行うものとする。

応急危険度判定結果	
調査済	
INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注 記	
○	
登録番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 —

応急危険度判定結果	
要注意	
LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家に相談して下さい	
建築物名称	
注 記	
!	
登録番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 —

応急危険度判定結果	
危険	
UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行って安全にして下さい	
建築物名称	
注 記	
X	
登録番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 —

【 判定結果表示ステッカー 】

6. 計画の実現に向けて

6-1 計画の進行管理

- ・ 耐震化目標の達成に向けて、定期的な進行管理を行う必要があることから、耐震化建築物の実態把握に努め、これを基にしたデータベース等の構築により、耐震改修実績を随時把握するよう努める。
- ・ 県と連携して適正な建築指導と一体となったフォローを実施するとともに PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善を繰り返しながら、より目標に近づけていく取り組み方）に基づく計画の進行管理を行うよう検討を進める。
- ・ また、進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

6-2 関連計画と連携した推進

- ・ 耐震化目標の達成に向けて、関連する計画（地域防災計画等）及びその施策との関連性を考慮しながら、効果的に推進します。

資料編

◆用語解説

あ行

エコ（エコロジー）

- ・ 狭義には生態学のことを指すが、広義には生態学的な知見を反映しようとする文化的・社会的・経済的な思想や活動の一部または全部を指す言葉。

応急危険度判定

- ・ 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

応急危険度判定士

- ・ 応急危険度判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられるため、ボランティアとして協力する民間の建築士等に、応急危険度判定に関する講習の受講等により都道府県が養成、登録を行うもの。

か行

ガイドライン

- ・ 組織・団体における個人または全体の行動（政府における政策等）に関して、守るのが好ましいとされる規範（ルール・マナー）や目指すべき目標等を明文化し、その行動に具体的な方向性を与えたり、時には何らかの「縛り」を与えるもの。

協働

- ・ とともに手を取り合って取り組むこと。

共助

- ・ 近隣住民と協力して、地域を守る、備えと行動。

緊急輸送道路

- ・ 震災時に円滑な避難及び救援活動を実施するために、地震発生時においても通行を確保すべき必要のある道路を指し、本計画においては県及び水俣市が指定した道路。

減災

- ・ 人命、財産並びに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震・台風・集中豪雨等の災害について、被害想定やハザードマップ等を活用して正しく理解すること、災害に備えることで私たち自身あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切である、という考え方。

建築基準法

- ・ 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。

公助

- ・ 市を始め、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公共企業などの機関の応急対策活動のこと。

コストダウン

- ・ 生産原価を切り下げること。

コミュニティ

- ・ 共同体。一般的に地域社会やある共通の意識によりつながっている集団。

さ行

地震ハザードマップ

- ・ 自然災害（洪水、土砂災害、地震、火山、津波等）による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等の情報が地図上に示されたもの。

地震調査研究推進本部

- ・ 平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されている。

地震保険

- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険で、対象は居住用の建物と家財。火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されない。

自助

- ・ 自分の手で自分・家族・財産を助ける、備えと行動。

住宅市街地総合整備事業（住市総事業）

- ・ 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。（整備計画の対象となる地区の要件として、①重点整備地区を 1 つ以上含むこと、②面積が概ね 5ha 以上、③原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上等）

住宅性能表示制度

- ・ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、外見や簡単な間取り図からではわかりにくい住宅の性能を 10 の分野にわたって等級や数値で表示する制度。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

- ・ 基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているもの。

新耐震（基準）

- ・ 昭和 53 年の宮城県沖地震後、それまでの耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された現行の耐震基準を指す。

震度（計測震度）

- ・ 地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値。ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。また、震度が同じであっても、地震動の振幅（ゆれの大きさ）、周期（ゆれが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

全壊

- ・ 地震や地震等の自然災害による建物の被害程度の中で、もっとも大きく被害を受けた状態を指し、具体的には、国で定められた「災害の被害認定基準」の中で、「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されている。

た行

耐震改修

- ・ 現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強等）を行うこと。

耐震診断

- ・ 住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

断層

- ・ 地下の地層若しくは岩盤に力が加わって割れ、割れた面に沿ってずれ動いて食い違いが生じた状態のこと。断層を境にした動きによる縦ずれ（正断層：引張応力／逆断層：圧縮応力）と横ずれ（右ずれ／左ずれ）や、その他の特徴により分類される。また【断層帯】とは、複数の大きな断層が帯状に連なるもの。【活断層】とは、極めて近き時代まで地殻運動を繰り返した断層であり、今後もなお活動するべき可能性のあるもの。

中央防災会議

- ・ 災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議。

特定既存耐震不適格建築物

- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・体育館・ホテル・事務所等一定規模以上で、多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のこと。

な行

二次災害

- ・ 事件・事故・災害が起こった際に、それに続いて起こる災害のこと。

は行

バリアフリー

- ・ 誰もが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的バリアの除去だけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアを除去していく広い意味で用いられることもある。

非構造部材

- ・ 梁、柱、床、壁等のように、建物に加わる力を支える役割を持った構造部材以外の部材のことで、天井、窓ガラス、外壁仕上材、照明等。

ま行

マグニチュード（「M」とも表記）

- ・ 地震の規模を示す値で、震央（震源の真上の地表）から 100km の位置に設置してある地震計の記録を対数で表した数値。

密集市街地

- ・ 木造の老朽化した古い建物が建ち並んでいて、狭い道路が多く公園等の公共的な空間・空き地が少ないために、地震や火事のときに大規模な火災になる危険性が高い市街地のこと。

水俣市公共施設等総合管理計画

- ・ 人口減少並びに、少子高齢化等の影響もあり、将来的に厳しい財政状況が想定される中で、計画的に公共施設等の老朽化対策を進めていく必要がある。これに対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

水俣市総合計画

- ・ 水俣市の経験から得た教訓を生かし、環境や保健・福祉を大切にするまちづくりを進めていくとともに、社会経済等の大きな変動に対応しながら、地域の持っている特性を存分に活用して地域経済を浮揚していくために、戦略的な自治体経営の基礎となり、市のまちづくりにおける最上位となる計画。

水俣市地域防災計画

- ・ 災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市及び関係防災機関が、その全機能を発揮して災害予防をはじめ、災害応急対策及び災害復旧等、一連の災害対策を実施することにより、水俣市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定された計画。

ら行

リフォーム

- ・ 居住中の住宅の改築や改装、特に内外装の改装。

◆関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則

（目的）

- 第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

- 第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

- 第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定め

る事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所

管行政庁との連携に関する事項

- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

- 第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

- 第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

- 第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、

- 正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、

その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の

耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事

- 業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。
- （区分経理）**
- 第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
 - 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- （帳簿の備付け等）**
- 第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。
- （監督命令）**
- 第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- （センターに係る報告、検査等）**
- 第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- （指定の取消し等）**
- 第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

- 第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 第二十三条第四項の規定に違反して、表示を付した者
 - 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
 - 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

- 第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
 - 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設
 - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号 に規定する電気事業の用に供する施設
 - 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設
 - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
 - 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
 - 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
 - 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
 - 九 火葬場
 - 十 汚物処理場
 - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
 - 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
 - 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
 - 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
 - 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
 - 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

- 第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたものの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
 - 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
 - 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

- 第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。
- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
 - 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分之一に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

- 第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
 - 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン

- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）
二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
 - 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
 - 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの

特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

(3) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）抜粋

最終改正：平成二八年六月七日法律第七二号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。

9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第七項の規定によって仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第七項の規定によって仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

- 1 1 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 1 2 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 1 3 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

1. 布田川・日奈久断層帯

※地震調査研究推進本部※地震調査委員会

「布田川断層帯・日奈久断層帯の評価（一部改訂）」（平成 25 年 2 月 1 日）から引用。

1 断層帯の位置及び形態

布田川断層帯は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村から上益城郡益城町木山付近を経て、宇土半島の先端に至る断層帯である。本断層帯は、概ね東北東－西南西方向に延び、全体の長さは約 64 km 以上の可能性がある。布田川断層帯は、断層線の分布等から、阿蘇村から木山付近に位置する長さ約 19 km と推定される布田川区間、木山付近から宇土市中心部に位置する長さ約 20 km の可能性がある宇土区間及び宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って宇土半島先端に至る長さ約 27 km 以上の可能性がある宇土半島北岸区間からなる。

このうち、宇土区間の一部と宇土半島北岸区間は、従来認定されておらず、重力異常の急変帯の分布などから布田川区間及び宇土区間東部の西方延長部において地下に伏在する活断層として新たに推定されたものである。

布田川区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では複数の断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。宇土区間及び宇土半島北岸区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う可能性がある。日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て、八代海南部に至る断層帯である。本断層帯は、概ね北東－南西方向に延び、全体の長さは約 81 km である可能性がある。日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約 16 km の高野－白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約 40 km の日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約 30 km の可能性がある八代海区間に区分される。日奈久断層帯は、断層南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。

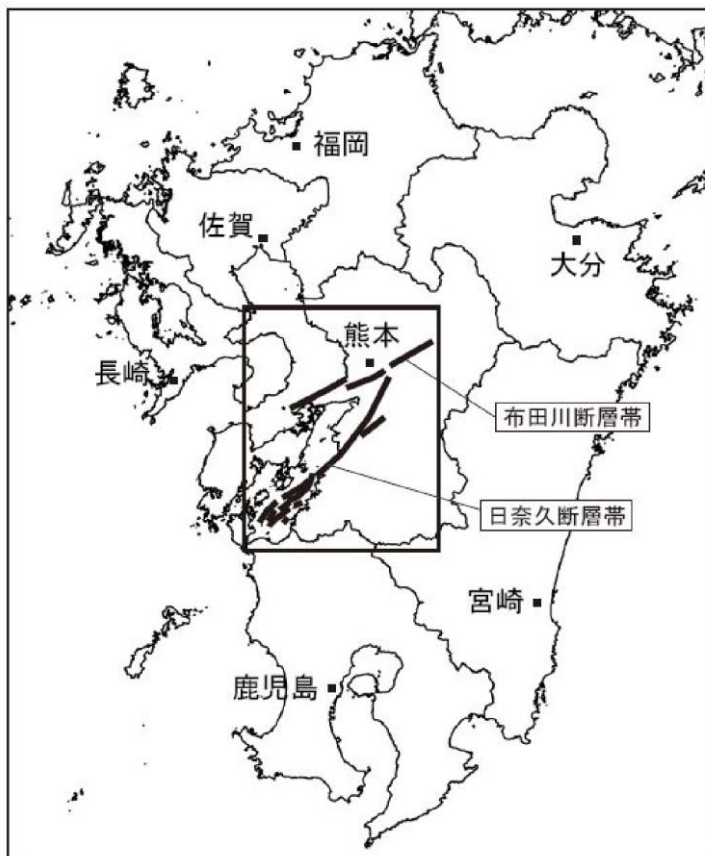


図1 布田川断層帯・日奈久断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)

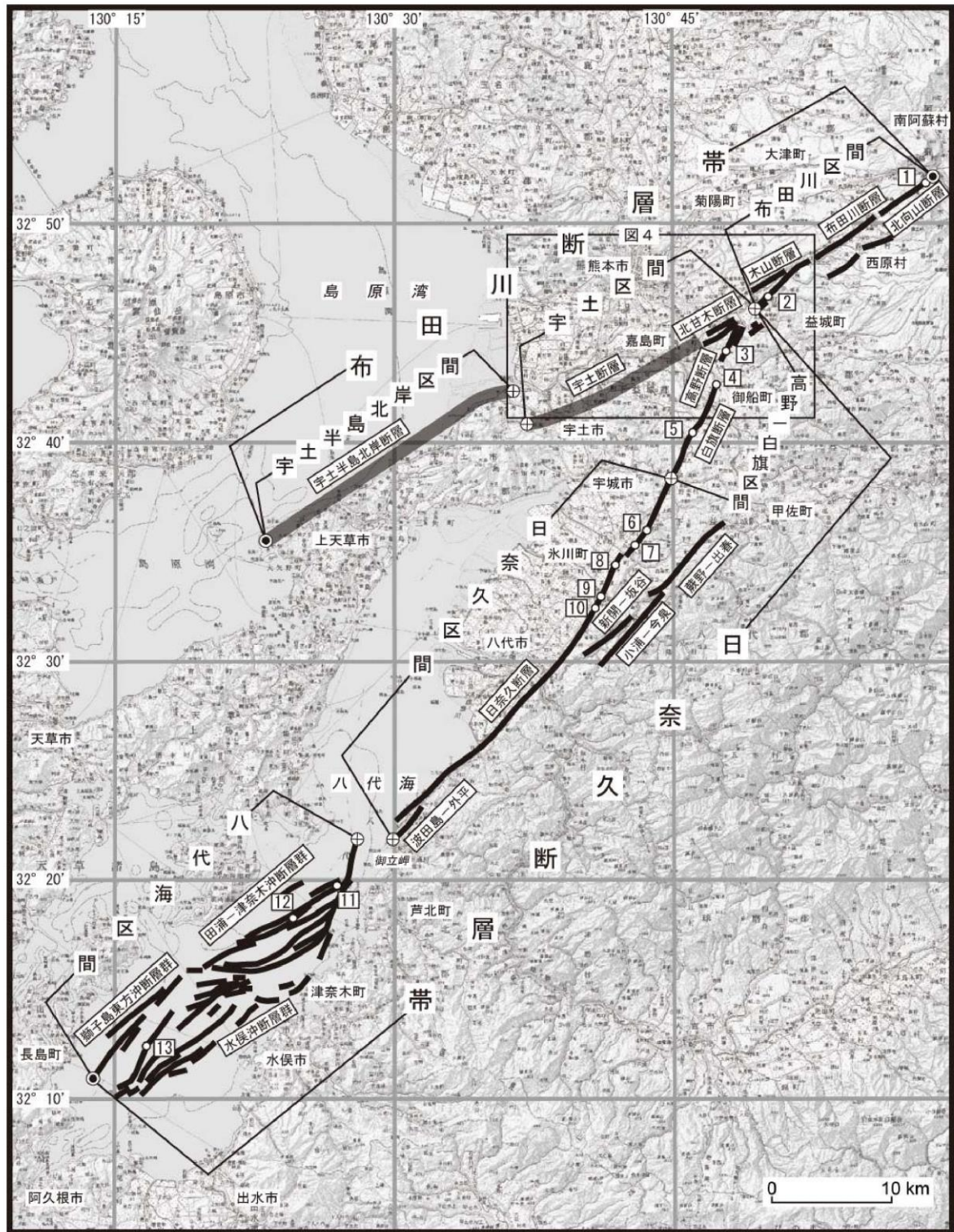


図2 布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点

1: 白川左岸地点 2: 田中地点 3: 高木地点 4: 白旗地点 5: 鰐瀬地点 6: 南小野地点 7: 南部田地点 8: 高塚B地点 9: 腹巻田地点 10: 柊地点 11: 八代海白神岩地点 12: 八代海津奈木沖地点 13: 八代海南西部海底地点

◎: 断層帯の北東端と南西端 ⊕: 活動区間の境界

活断層の位置は活断層研究会編(1991)、熊本県(1998b)、池田ほか(2001)、中田ほか(2001)、産業技術総合研究所・地域地盤環境研究所・東海大学(2011)及び地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会活断層分科会による重力異常・地質構造の検討結果に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000(地図画像)「熊本」「八代」を使用。網掛線は、重力異常、ボーリングや音波探査により位置が特定された活断層。

2 断層帯の過去の活動

(1) 布田川断層帯

布田川区間は、8千1百年－2万6千年程度の平均活動間隔で活動した可能性がある。最新活動時期は約6千9百年前以後、約2千2百年前以前と推定され、活動時のずれの量は、右横ずれを主体として2m程度であった可能性がある。宇土区間及び宇土半島北岸区間は、平均活動間隔、最新活動時期や活動時のずれの量に関する資料は得られていない。

(2) 日奈久断層帯

高野－白旗区間は、最新活動時期が約1千6百年前以後、約1千2百年前以前と推定される。平均活動間隔は不明である。活動時のずれの量は、右横ずれを主体として2m程度であった可能性がある。日奈久区間は、平均活動間隔が3千6百年－1万1千年程度である可能性がある。最新活動時期は約8千4百年前以後、約2千年前以前と推定され、活動時には断層南東側の3m程度の相対的隆起とそれ以上の右横ずれがあったと推定される。八代海区間は、平均して1千1百年－6千4百年程度の間隔で活動した可能性がある。最新活動時期は約1千7百年前以後、約9百年前以前と推定され、西暦744年(天平16年)の肥後地震の可能性はある。活動時には3m程度ずれがあったと推定されるが、ずれの向きは不明である。

3 断層帯の将来の活動

(1) 布田川断層帯

布田川区間では、マグニチュード(M)が7.0程度の地震が発生すると推定され、その際に右横ずれを主体として2m程度のずれを生じる可能性がある。布田川区間において将来このような地震が発生する確率は表1に示すとおりである。本評価で得られた地震の発生確率には幅があるが、その最大値をとると、布田川区間は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる^{*1*2}。

宇土区間では、M7.0程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の南側が北側に対して相対的に高まる段差を伴い、全体として2m程度のずれを生じる可能性がある。宇土区間においては、過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する確率を求めることはできない。宇土半島北岸区間では、M7.2程度以上の地震が発生すると推定され、その際に断層の南側が北側に対して相対的に高まる段差を伴い、全体として3m程度以上のずれを生じる可能性がある。宇土半島北岸区間においては、過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する確率を求めることはできない。布田川断層帯の3つの区間は別々に活動すると推定されるが、全体が同時に活動する可能性も否定できない。その場合には、M7.5－7.8程度以上の地震が発生すると推定される。この場合の地震の発生確率は求めることができないが、布田川断層帯の布田川区間の発生確率より大きくなることはないと考えられる。

(2) 日奈久断層帯

高野－白旗区間では、M6.8程度の地震が発生すると推定され、その際には右横ずれを主体として2m程度のずれを生じる可能性がある。高野－白旗区間においては、平均活動間隔が明らかでないため、将来このような地震が発生する確率を求めることはできない。

日奈久区間では、M7.5程度の地震が発生すると推定され、その際には断層南東側の3m程度の相対的隆起とそれ以上の右横ずれを伴う可能性がある。日奈久区間において将来このような地震が発生する確率は表1に示すとおりである。八代海区間では、M7.3程度の地震が発生すると推定され、その際には3m程度のずれを生ずる可能性があるが、ずれの向きは不明である。八代海区間において将来このような地震が発生する確率は表1に示すとおりである。本評価で得られた地震発生率の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、八代海区間は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層帯の中では高いグループに属することになる^{*1*2}。日奈久断層帯の3つの区間は別々に活動すると推定されるが、全体が同時に活動する可能性も否定できない。その場合には、M7.7-8.0程度の地震が発生する可能性がある。さらに、日奈久断層帯の全体及び布田川断層帯の布田川区間が同時に活動する可能性もある。この場合にはM7.8－8.2程度の地震が発生する可能性がある。これらの場合の地震発生確率を求めることはできないが、布田川区間の発生確率や日奈久断層帯の日奈久区間や八代海区間が単独で活動する確率より大きくなることはないと考えられる。

2. 出水断層帯

※地震調査研究推進本部地震調査委員会

「出水断層帯の評価」（平成 16 年 10 月 13 日）から引用。

1 断層帯の位置及び形態

出水断層帯は、出水山地の北西縁に沿って、熊本県水俣市から鹿児島県出水市を経て出水郡野田町へと延びる断層帯である。長さは約 20 km で、ほぼ北東－南西方向に延びる、相対的に南東側が隆起する正断層で、右横ずれ成分を伴う（図 1、2）。

2 断層帯の過去の活動

出水断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は 0.1－0.2 m／千年程度の可能性がある。最新活動時期は、約 7 千 3 百年前以後、約 2 千 4 百年前以前の可能性があり、約 3 万 2 千年前以後に計 4 回の活動があったと推定される。また、平均活動間隔は概ね 8 千年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

出水断層帯は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.0 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の南東側が北西側に対して相対的に 1－2 m 程度高くなる段差を生じ、右横ずれを伴う可能性がある。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率を算出すると本計画書 P12 に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生 の長期確率には幅があるが、その最大値を取ると、本断層帯は今後 30 年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することとなる。

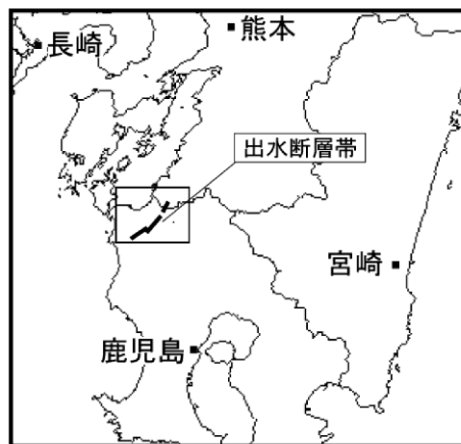


図 1 出水断層帯の概略位置図
(長方形は図 2 の範囲)

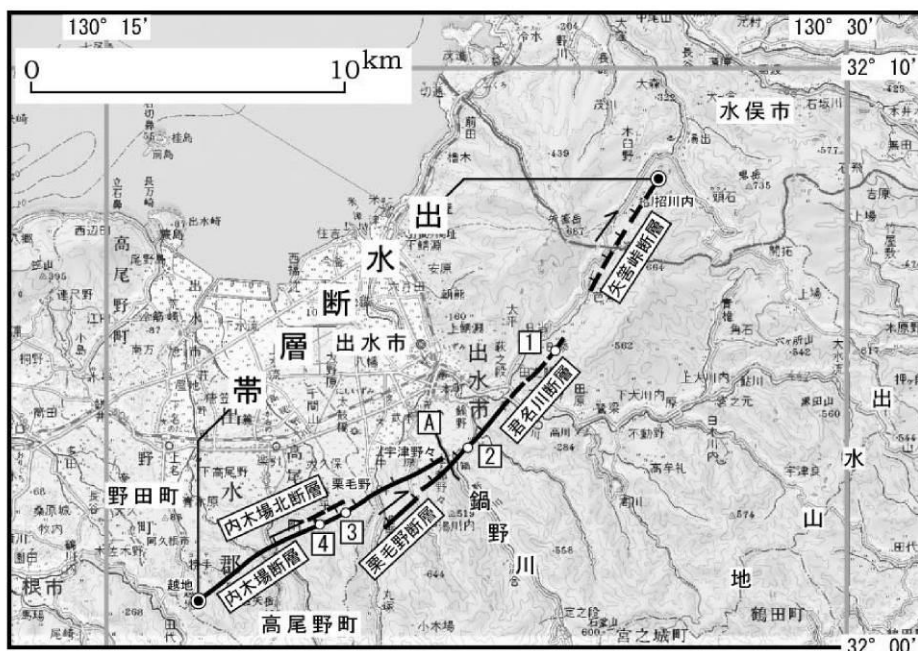


図 2 出水断層帯の位置と主な調査地点

1：日添地点 2：君名川地点 3：内木場東地点 4：内木場地点
A：反射法弾性波探査測線（文献 4）

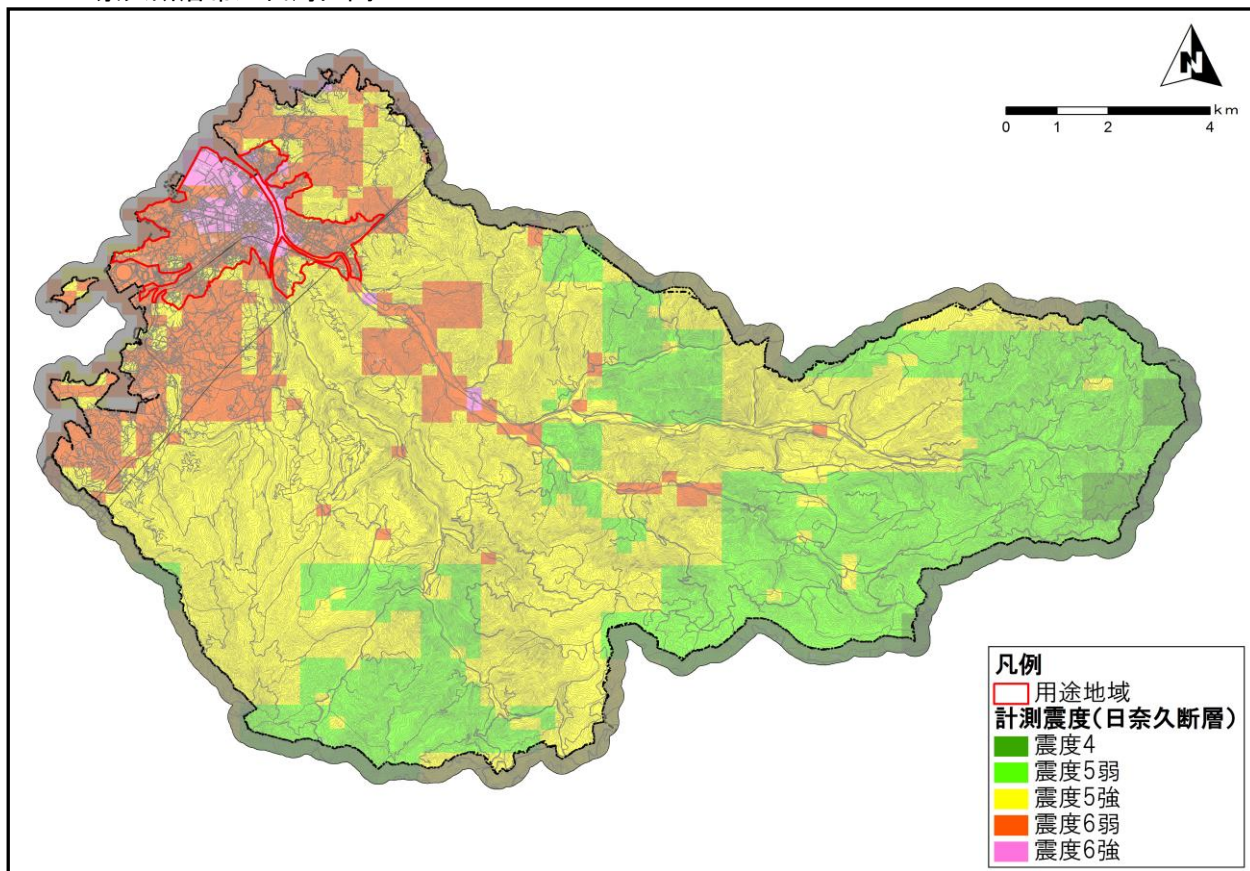
●：断層帯の北東端と南西端

断層の位置は文献 5－7 に基づく。

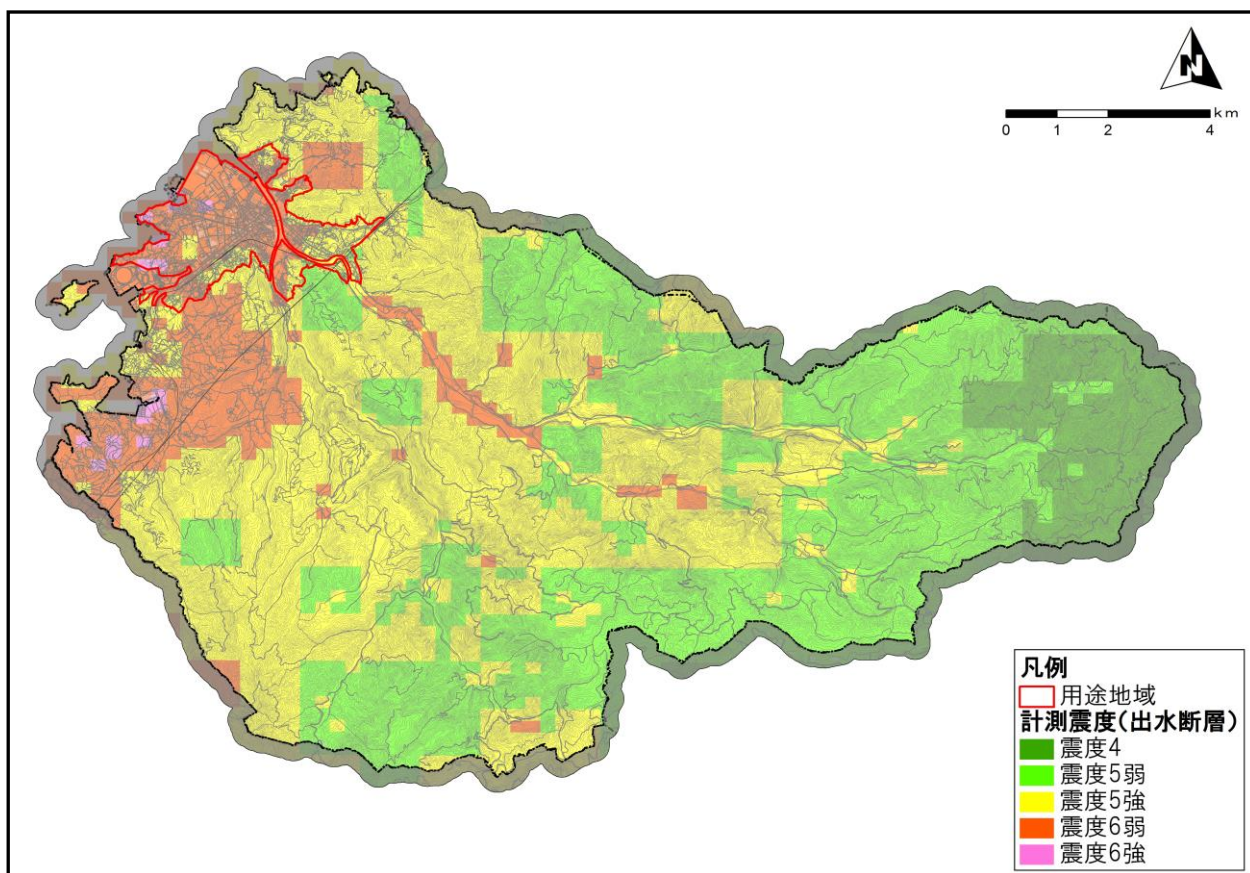
基図は国土地理院発行数値地図 200000「八代」を使用。

3. 想定震度分布図

一日奈久断層帯八代海区間一

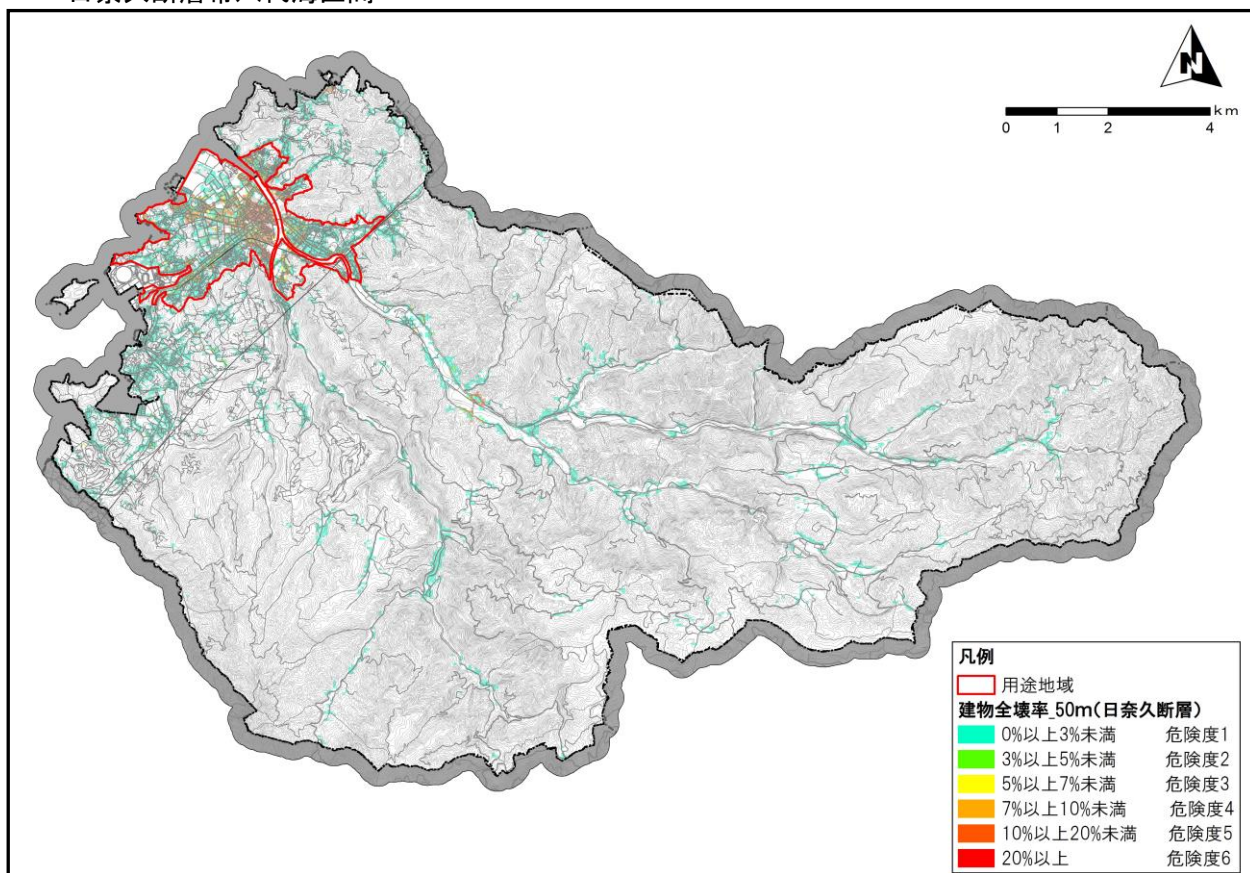


一出水断層帯一



4. 倒壊危険度分布図

一日奈久断層帯八代海区間一



一出水断層帯一

